

東串良町 男女共同参画基本計画



令和6年3月
鹿児島県 東串良町

はじめに



近年、少子高齢化の更なる進行や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化など、私達を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした中で、活力と魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、社会のあらゆる場に男女がともに参画し、その個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

本町では、平成15年に、本町における男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を聴し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進に資するため、東串良町男女共同参画懇話会を設置しました。

また、今回、国・県の基本計画に基づいた啓発活動等を推進するとともに、地域課題及び住民の意見を反映した計画を策定するために、「東串良町男女共同参画基本計画」も策定いたしました。

基本理念に、「男女共に協力し、個性豊かな活力ある東くしらを創ろう」を掲げ、町民一人ひとりが個人として、その個性と能力を十分に発揮できるための意識改革や支援に対する取組を行い、東串良町における男女共同参画社会の構築につなげていきたいと考えます。

今後は、本計画に基づき、町民や事業者の皆様をはじめ、企業・団体・地域社会の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり御尽力いただきました東串良町男女共同参画推進懇話会委員の皆様、町民意識調査等にご協力いただきました方々に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

東串良町長 宮原 順

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1. 男女共同参画社会とは	3
2. 計画策定の趣旨	3
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 計画とSDGs	4
第2章 計画策定の背景	6
1. 国の動向	6
2. 鹿児島県の動向	7
3. 東串良町の動向	8
第3章 町民意識調査から見える現状	10
1 調査の概要	10
2 調査対象者の属性について	10
第4章 計画の内容	36
1. 基本理念	36
基本目標Ⅰ	36
基本目標Ⅱ	38
基本目標Ⅲ	40
その他参考資料編	42
(資料内訳)	
1. 東串良町男女共同参画推進協議会	42
(1) 東串良町男女共同参画推進協議会設置要綱	42
(2) 東串良町男女共同参画推進協議会委員名簿	43
2. 男女共同参画に関する法律・条例	44
(1) 日本国憲法(抜粋)	44
(2) 男女共同参画社会基本法	44
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	57
(5) 鹿児島県男女共同参画推進条例	65
3. 用語解説	68

1.男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

2.計画策定の趣旨

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組と連動しつつ進められてきました。また、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本町においては、これまでに平成26(2014)年3月に、「東串良町男女共同参画基本計画」(以下「本計画」という。)を策定し、令和5年度を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。

令和5(2023)年度が本計画の最終年度にあたることから、前計画の取組を検証するとともに、男女共同参画や社会情勢にあわせるため計画内容の見直し等を行い、「子どもに夢を 若者にロマンを お年寄りに愛を」の趣旨を生かした男女共同参画社会づくりのための施策を展開する「東串良町男女共同参画基本計画」を策定します。

3. 計画の位置付け

(1)本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、本町の男女共同参画社会の形成を推進するための計画です。

(2)本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」とし、本町における女性の職業生活における活躍を推進するため

に実施する施策の基本的な方向性を示します。

(3)本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)」第2条の 3 第3項に規定される「市町村基本計画」とし、被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指すための方向性を示します。

(4)本計画は、国の「男女共同参画基本計画」や鹿児島県の「鹿児島県男女共同参画基本計画」の方針を踏まえ、「東串良町総合振興計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和 6 度を初年度とする令和 15 年度までの10年間を目標とし、国内外の情勢の動向、社会経済の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画と SDGs

世界が直面するさまざまな問題に対し、世界が一丸となって取り組むための目標を「持続可能な開発目標(SDGs)」といいます。平成 27(2015)年に日本を含む 193 の国連加盟国の合意のもとに採択されました。

SDGs には、世界の国々が取り組むべき 17 の目標と、169 のより具体的な目標(ターゲット)が示されており、これらの目標を令和 12(2030)年までに達成できるように取り組んでいくことになります。

共同参画社会の実現に向けた取組男女は、17 の目標の中の 5 番目に本プランが目指す「ジェンダー平等を実現しよう」に関連します。男女共同参画社会の実現は、SDGsの他の目標達成に貢献することにつながります。



目標 5 を構成する9個のターゲット

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.7	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.8	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.9	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

第2章

計画策定の背景

1.国の動向

国の動向		法制定に関する動き
昭和 50(1975)年	婦人問題企画推進本部を設置	
昭和 60(1985)年	「男女雇用機会均等法」を制定	
平成 8(1996)年	「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」を制定	
平成 12(2000)年	「男女共同参画社会基本計画」を策定	
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定	・男女共同参画推進に向けた法整備が進む
平成 17(2005)年	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」を策定	
平成 22(2010)年	「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定	
平成 27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行	
平成 28(2016)年	「第4次男女共同参画基本計画」を策定	・男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍が柱に据えられる
平成 30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下、「働き方改革関連法」という。)」を制定	
令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を改正 ・地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画を策定 ・「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」という。)」を改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の事業主における一般事業主行動計画の策定の義務づけ ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント防止対策を強化 ・女性の参画拡大に向けての基盤整備
令和 2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」を策定	・職業生活における女性活躍の推進が重点的に行われる
令和 3(2021)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革関連法」を一部改正	・国や地方公共団体には政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策の策定などが義務づけられる
令和 4(2022)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性デジタル人材育成プラン」を決定 ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に関する被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(以下、「AV 出演被害防止・救済法」という。)を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のデジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の対策を盛り込んだもの ・AV 出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる取り返しの付かない重大な被害を防止 ・現に被害を受けた AV 出演者の救済、女性をめぐる生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境破綻などの複雑化、多様化、複合化する中、孤独・孤立対策といった視点を含む新たな支援構築のため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「困難女性支援法」という。)が制定 ・すべての人が幸福を感じられる社会の実現につながるよう取組が進められている

2. 鹿児島県の動向

鹿児島県においても、世界情勢及び国内情勢に対応し、男女共同参画の実現を目指し様々な取組を行っています。

鹿児島県の動向		法制定に関する動き
昭和 54(1979)年	・婦人問題に関する担当窓口として「青年婦人課」が設置 ・「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」および「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置された	・総合的、効果的な施策の推進に向けた内容
昭和 56(1981)年	「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定された	
昭和 60(1985)年	「鹿児島県総合基本計画」が策定された	「婦人の地位向上の推進」が明記
平成 2(1990)年	「婦人対策室」が設置された	「鹿児島県総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記
平成3(1991)年	・「婦人対策室」が「女性対策室」と改称され、「鹿児島女性プラン 21」が策定された ・「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン 21 推進会議」が設置された	
平成 11(1999)年	・国の「男女共同参画 2000 年プラン」をふまえた「かごしまハーモニープラン」が策定された ・「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置された	
平成 13(2001)年	「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定された	
平成 15(2003)年	・「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置された	男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設
	・「鹿児島県男女共同参画センター」が開設された	
平成 17(2005)年	「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」が作成された	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動き
平成18(2006)年	「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定された	
平成 20(2008)年	鹿児島県男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項の規程に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定された	「これまでのかごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画
平成 30(2018)年3月	「第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定された	
令和 5(2023)年 3月	「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定された	一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方の選択、個性や能力が発揮できる社会、また誰もが安心して暮らすことのできる地域社会になるような取組

3. 東串良町の動向

○平成 15 年度

本町における男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を聴し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進に資するため、東串良町男女共同参画推進懇話会を設置しました。

○平成 23 年度

「東串良町総合振興計画」を策定し、これまで前期・後期 10 年間の産業振興、住民福祉向上等の各種施策を展開してきました。

○令和 4 年度

魅力ある東串良町のまちづくりを行うため令和 13 年度を目標年次とする「東串良町総合振興計画」を策定しました。計画では、持続可能な社会を実現する役割を担いつつ喫緊の課題である人口減少、少子高齢化問題に引き続き取り組むとともに、町民の多様なニーズと新たなライフスタイルに対応した安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目的としています。

○企画課内の企画広報係において

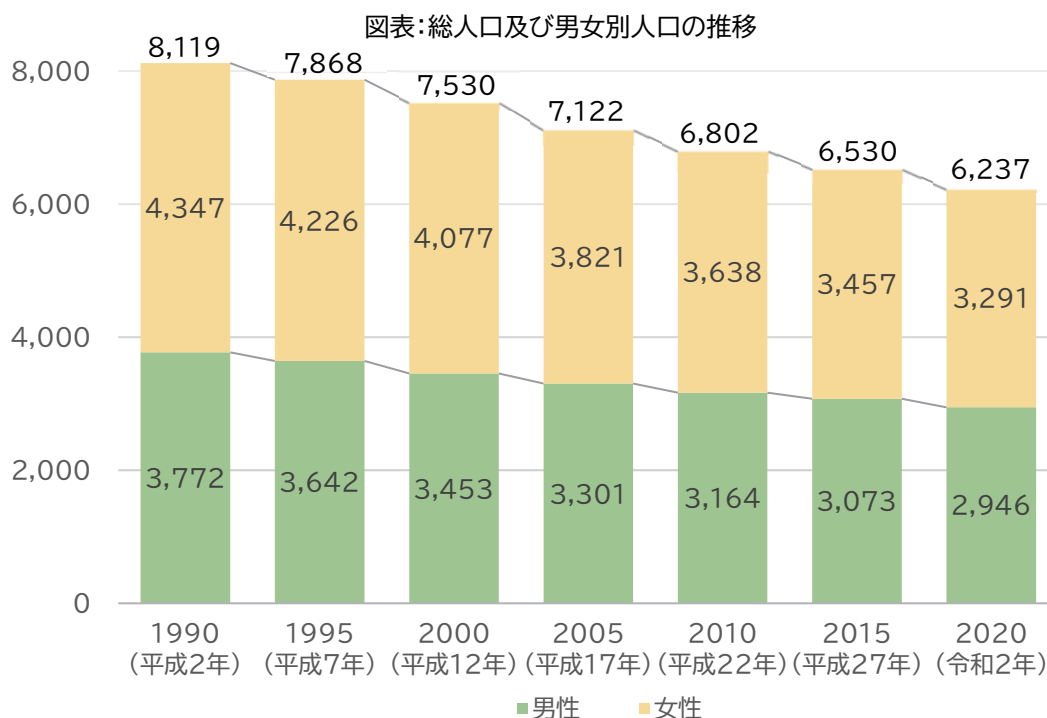
男女共同参画基本計画策定に向けて女性団体等への連絡・調整を図っております。また、庁舎内の男女共同参画の推進を図るために、協議会による職員への意見聴取や基本計画策定のための意見も広く聴取し反映させている。

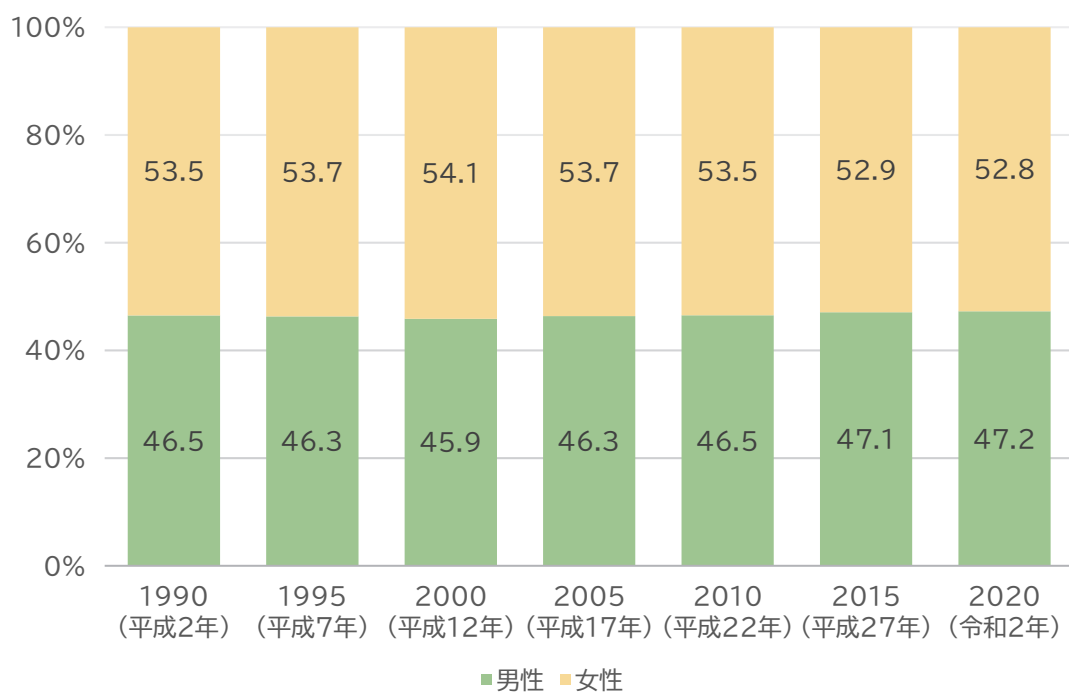
さらに、男女共同参画推進のために、講師を招き、地域住民や職員を対象に講演会を開催し、男女共同参画に関する知識の啓発にも努めております。

(1)総人口及び男女別人口の推移

令和 2(2020)年に実施した国勢調査によると、本町の総人口は 6,237 人となっており、平成 2(1990)年時点で 8 千人を越えていた総人口も 30 年間で約 2 千人減少しております。

男女別人口及び世帯数を平成 2(1990)年と令和 2(2020)年で比較すると、女性の割合が 0.8 ポイント減少し、男性の割合が 0.8 ポイント増加しています。

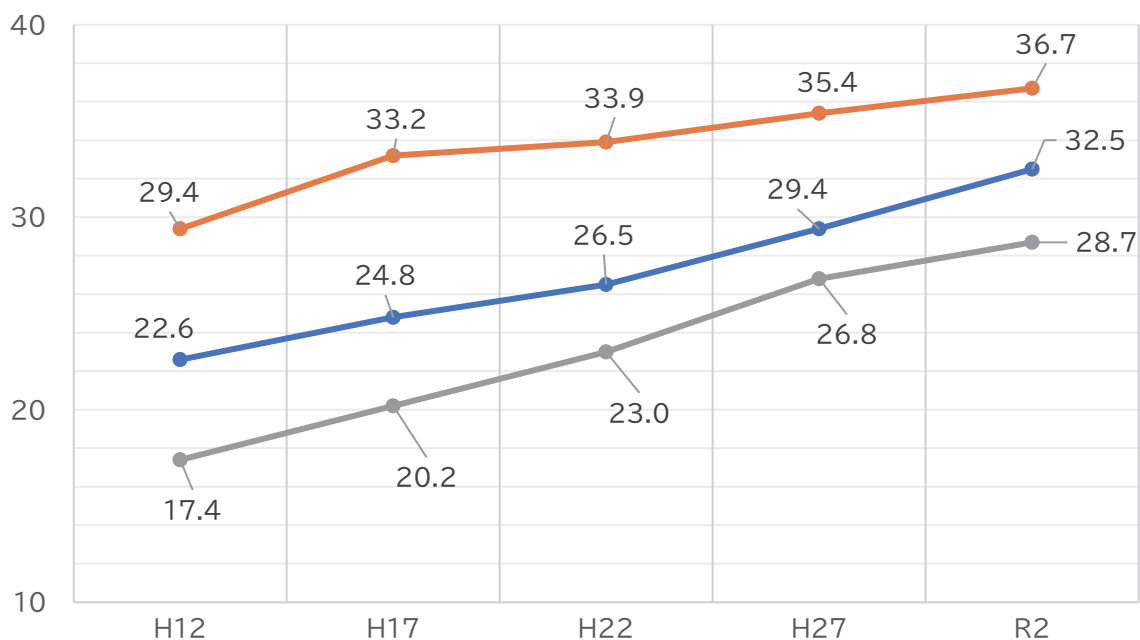




(出典:国勢調査)

(2)少子高齢化の状況

令和 2(2020)年に実施された国勢調査によると、本町の高齢化率は 36.7%となっています。平成 12 年時点で 29.4%となっていた高齢化率も 20 年間で 7.3%も増加しております。



(資料:国勢調査)

1 調査の概要

調査目的	本町の男女共同参画に関する町民の意識と現状を把握し、男女共同参画計画策定の資料とすることを目的に実施しました。
調査対象	町内に居住する18歳以上の方1,000名
調査期間	令和5年9月10日～10月13日までの約1ヵ月間
調査方法	郵送による配布及び回収を行いオンラインでの回答も可能としました。
回収状況	配布:1,000件 回収:269件 回収率26.9%

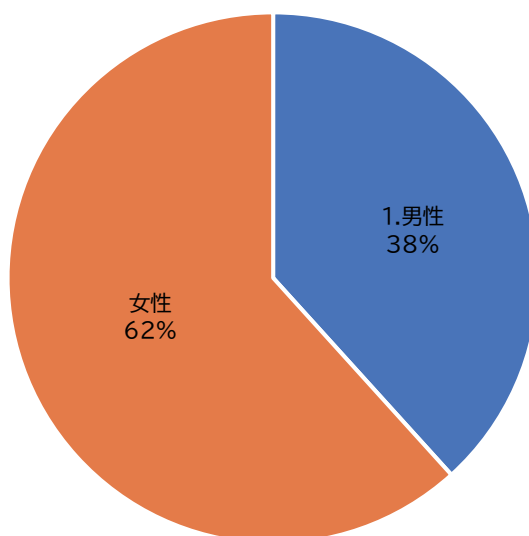
※注意点

- 本来回答すべき者が回答していない場合、いわゆる「無回答」については、各集計時に除外し処理を行っています。
- 集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。
- 複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しており、100%を超える場合があります。
- 本文中、設問や選択肢、表内の表記、グラフ内のラベルなど一部または全部省略・縮小している場合があります。

2 調査対象者の属性について

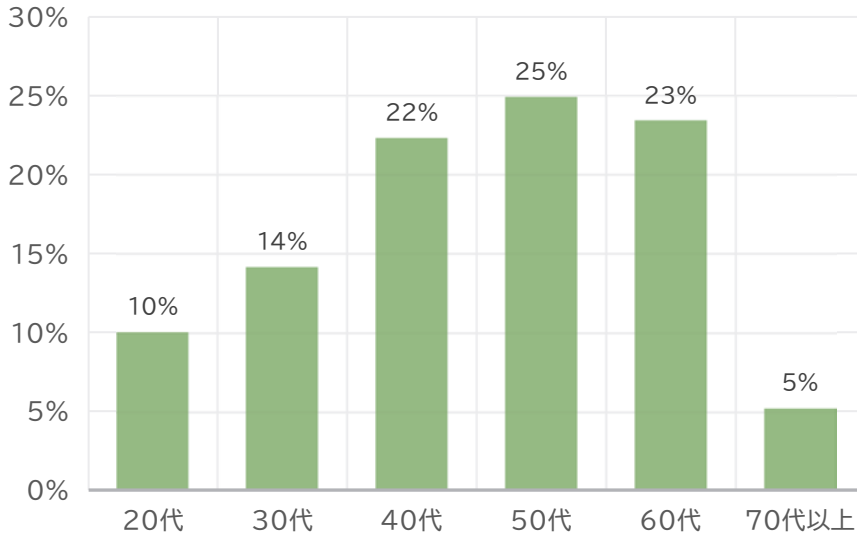
Q1. あなたの性別をお答えください。(選択は1つ)

※戸籍上の性別にかかわらず、ご自身が自認される性別でご回答ください。



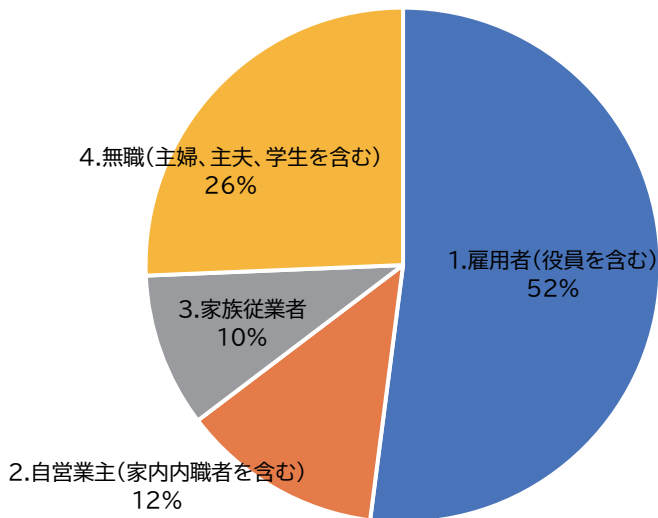
回答者の62%が「女性」であり、残りの38%が「男性」となっている。

Q2.あなたの年齢をお答えください。(令和5年10月末時点の年齢)



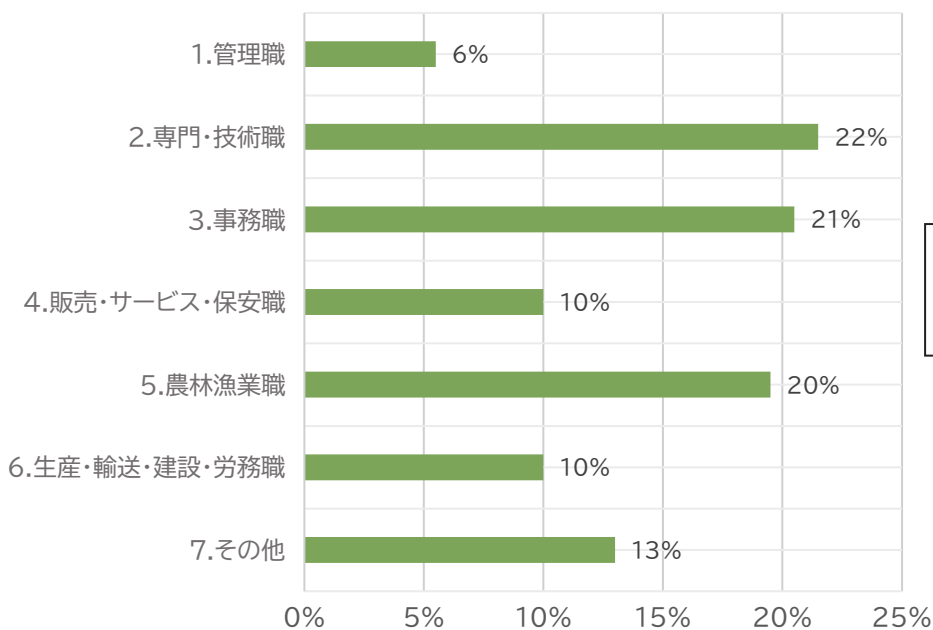
「50歳代」の割合が25%と最も多く、次いで「60歳代」が23%、「40歳代」が22%となっている。

Q3.あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。



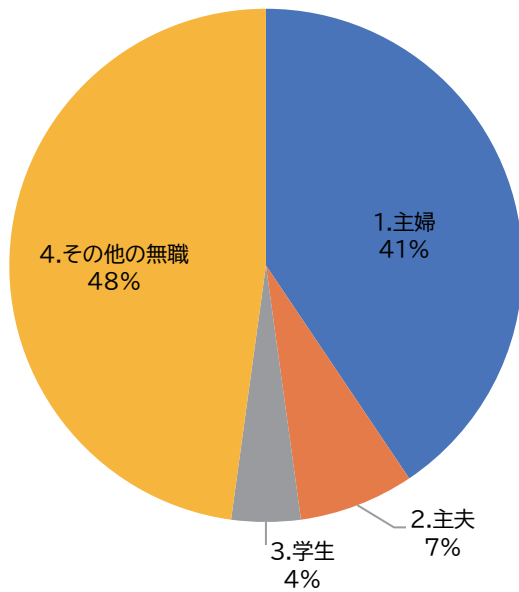
「雇用者(役員を含む)」の割合52%で最も高く、次いで「無職(主婦、主夫、学生を含む)」が26%、「自営業主(家内内職者を含む)」が12%となっている。

Q3-a.具体的な仕事の内容を記入してください。(上記問で無職(主婦、主夫、学生を含む)と回答した方以外のみ回答)



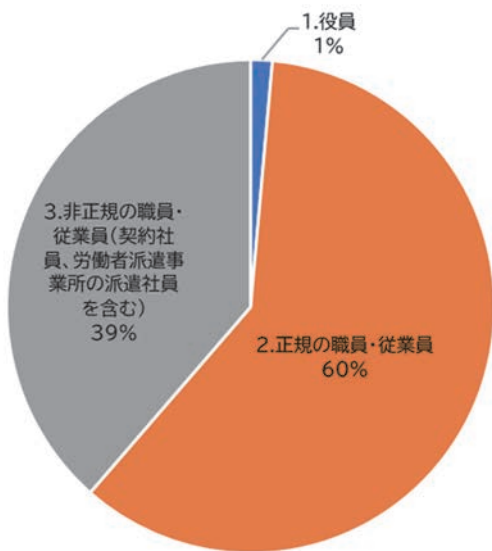
「専門・技術職」の割合が22%と最も多く、次いで「事務職」が21%、「農林漁業職」が20%となっている。

Q3-b.無職の内訳(Q3で無職(主婦、主夫、学生を含む)と回答した方のみ)



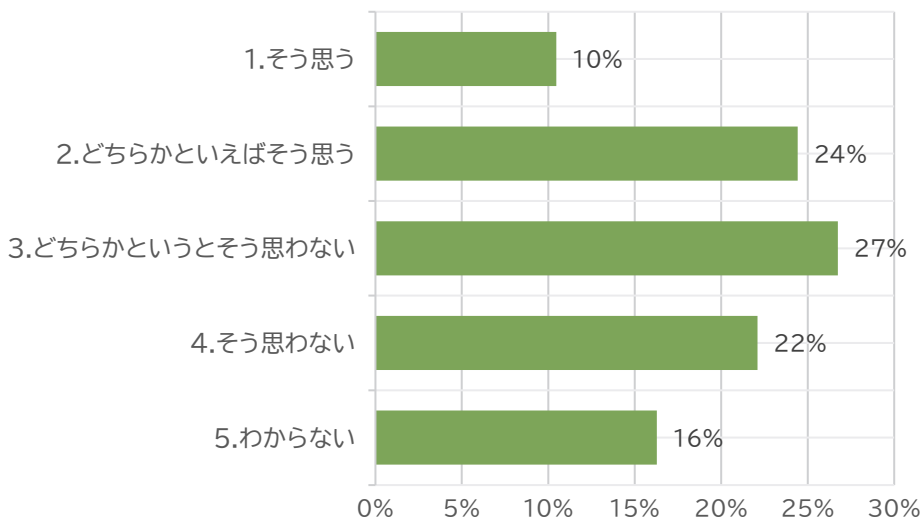
「その他の無職」の割合 48%と最も多く、次いで「主婦」41%、「主夫」が 7%となっている。

Q3-c.具体的な仕事の内容(雇用者(役員を含む)と回答した方のみ)



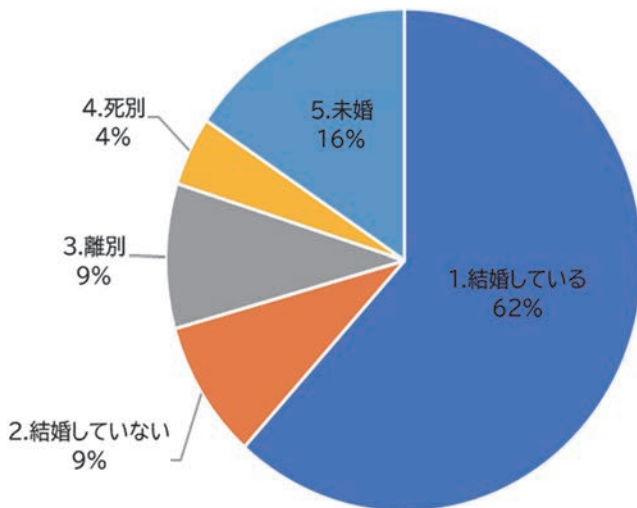
「正規の職員・従業員」の割合が 60%で最も多く、次いで「非正規の職員・従業員」が 39%となっている。

Q3-d.あなたは現在働いている会社で昇進したいと思いますか。(上記問で役員と答えた方以外のみ回答)



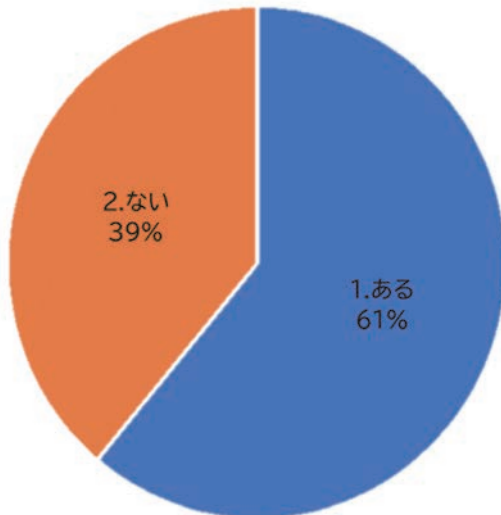
「どちらかというともう思わない」の割合が 27%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24%、「もう思わない」が 22%となっている。

Q4.あなたは結婚していらっしゃいますか。(〇は1つ)



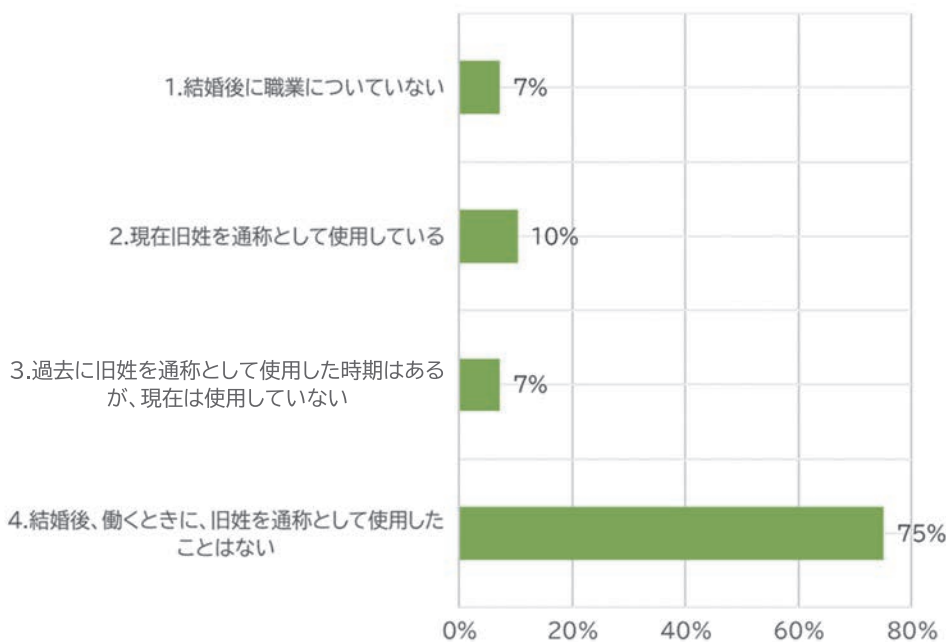
「結婚している」の割合が 62%で最も多く、次いで「未婚」が 16%、「結婚していない」と「離別」が同じく 9%となっている。

Q4-a.あなたは、結婚により戸籍上の名字(姓)が変わったことがありますか。(未婚と結婚していないと回答した方以外対象)



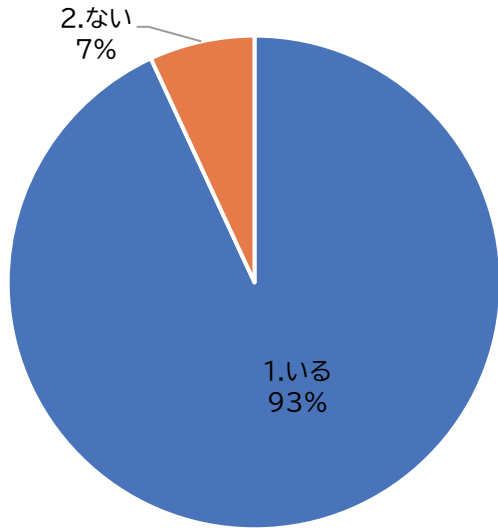
「ある」の割合が 61%、「ない」が 39%となっている。

Q4-b.あなたは働くときに、結婚前の旧姓を通称として使用したことがありますか(〇は1つ)



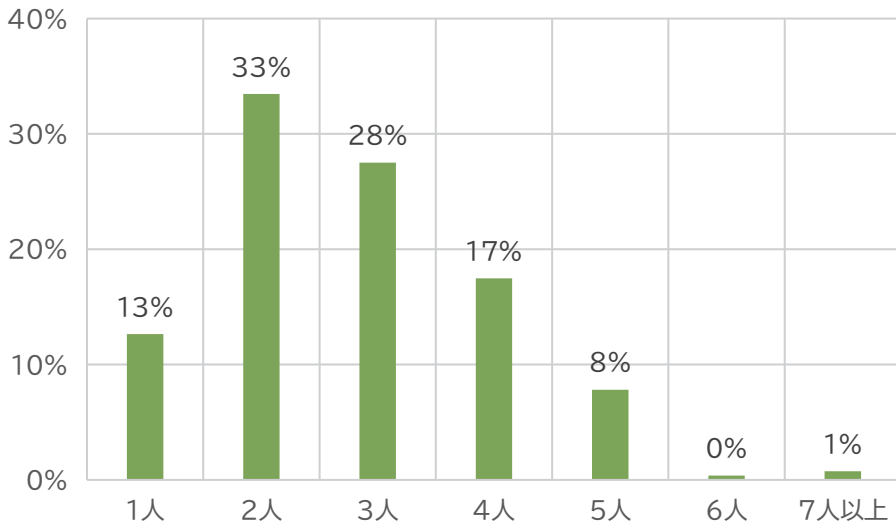
「結婚後、働くときに、旧姓を通称として使用したことはない」の割合が 75%と最も多く、次いで「現在旧姓を通称として使用している」が 10%、「結婚後に職業についていない」と「過去に旧姓を通称として使用した時期はあるが、現在は使用していない」が 7%となっている。

Q5.あなたにお子さんはいらっしゃいますか。(〇は1つ)



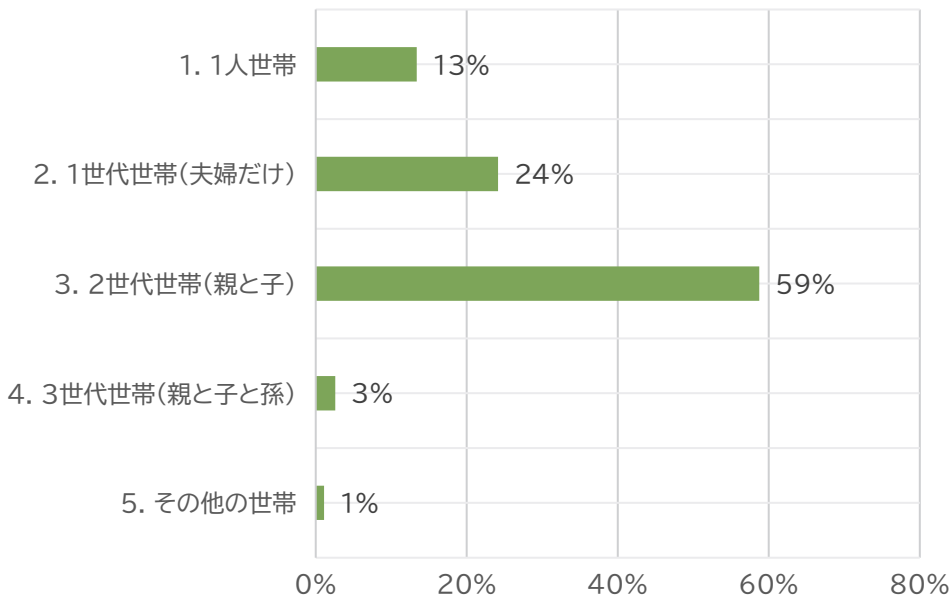
「いる」の割合が93%、「いない」が7%となっている。

Q6.家計を同じくするご家族は、あなたも含めて何人ですか。(使用人は含めない、〇は1つ)



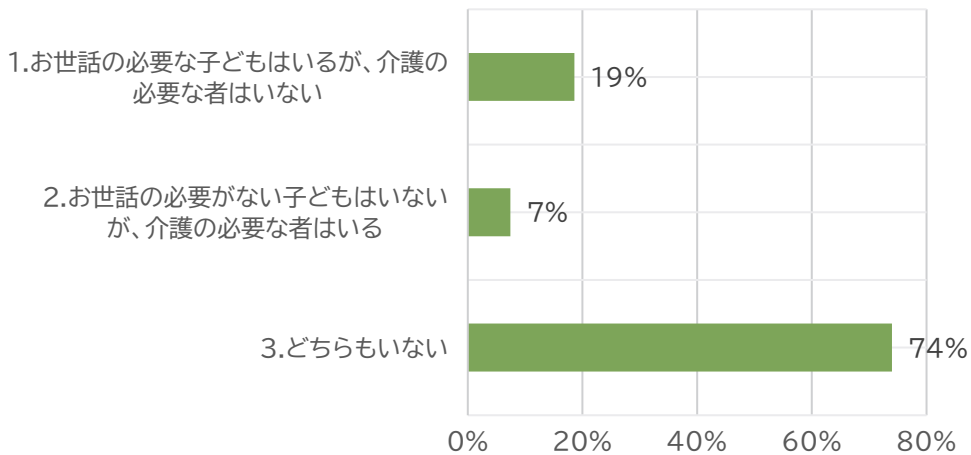
「2人」の割合が33%と最も多く、次いで「3人」が28%、「4人」が17%となっている。

Q7.あなたのご家族は、このように分類した場合どれにあたりますか。(〇は1つ)



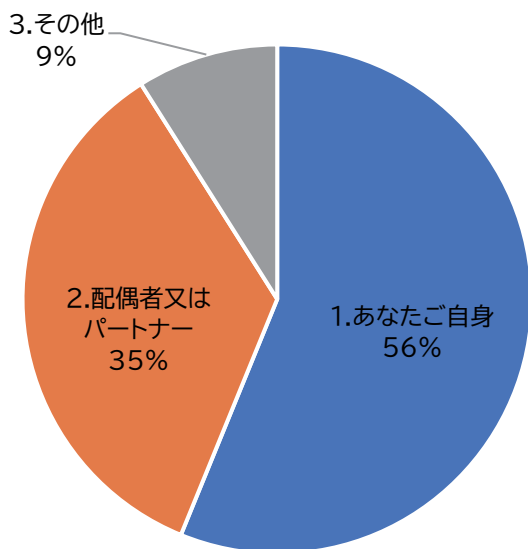
「2世代世帯(親と子)」の割合が59%と最も多く、次いで「1世代世帯(夫婦だけ)」が24%となっている。

Q8.世帯にお世話の必要な子どもや介護の必要な方はいますか。(〇はいくつでも)



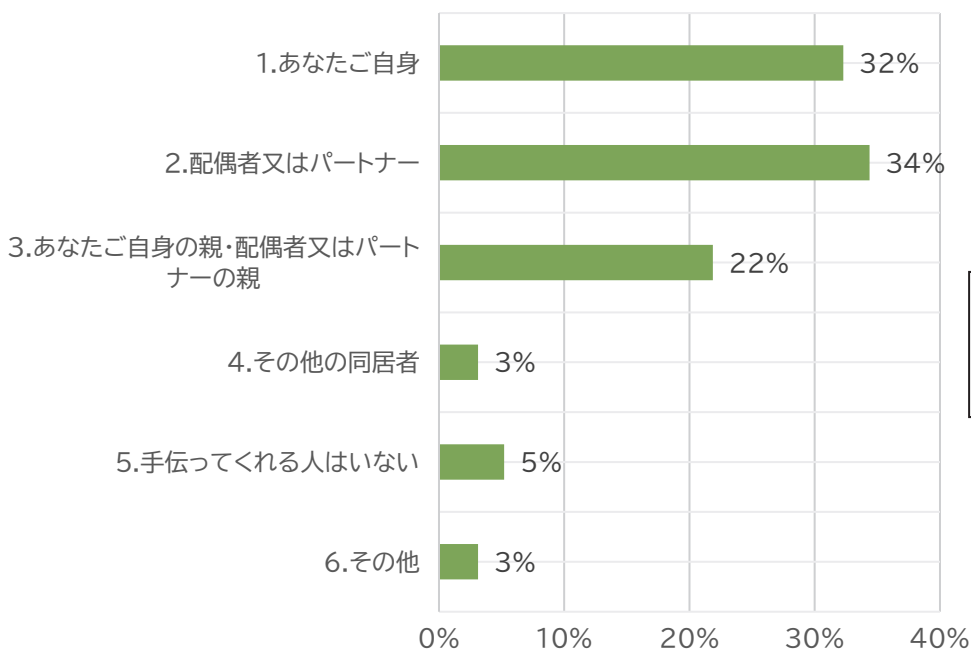
「どちらもいない」の割合が74%と最も多く、次いで「お世話の必要な子どもはいるが、介護の必要な者はいない」が19%となっている。

Q8-a.誰が主にお世話していますか。



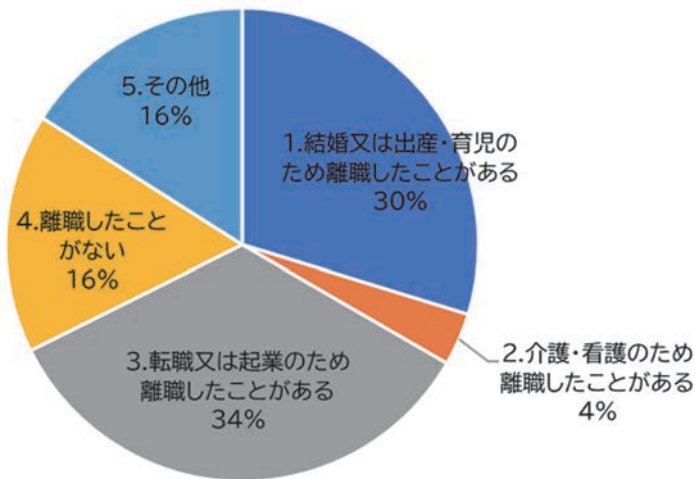
「あなたご自身」の割合が56%で最も多く、次いで「配偶者又はパートナー」が35%となっている。

Q8-b.お世話のお手伝いをしてくれる人はいらっしゃいますか。



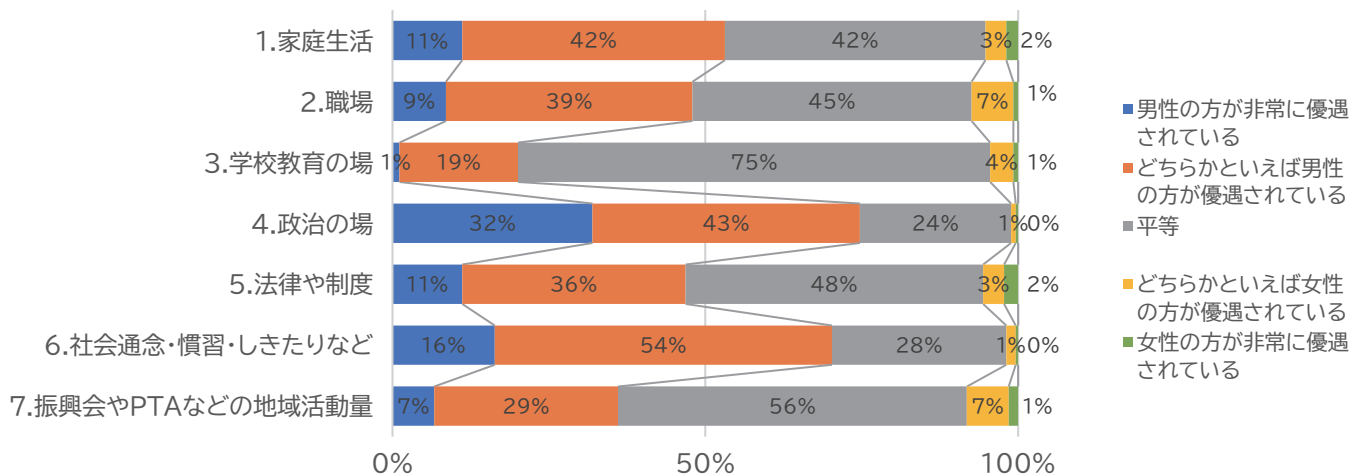
「配偶者又はパートナー」の割合が34%と最も多く、次いで「あなたご自身」が32%、「あなたご自身の親・配偶者又はパートナーの親」が22%となっている。

Q9. 離職の経験



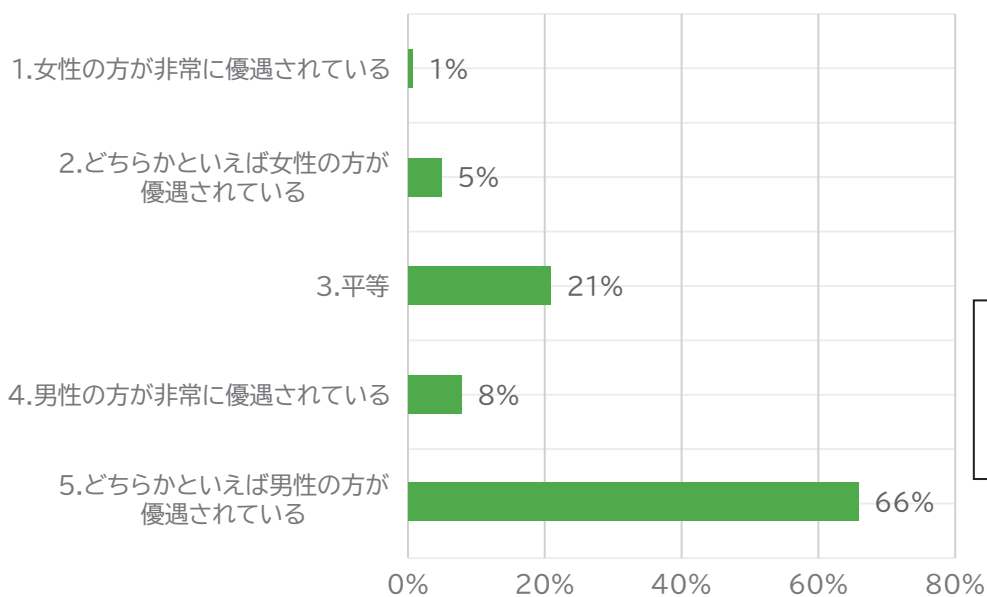
「転職又は起業のため離職したことがある」の割合が34%と最も多く、次いで「結婚又は出産・育児のため離職したことがある」が30%、「離職したことがない」と「その他」が16%となっている。

Q10. 男女の地位は平等になっていると思いますか。(分野別)



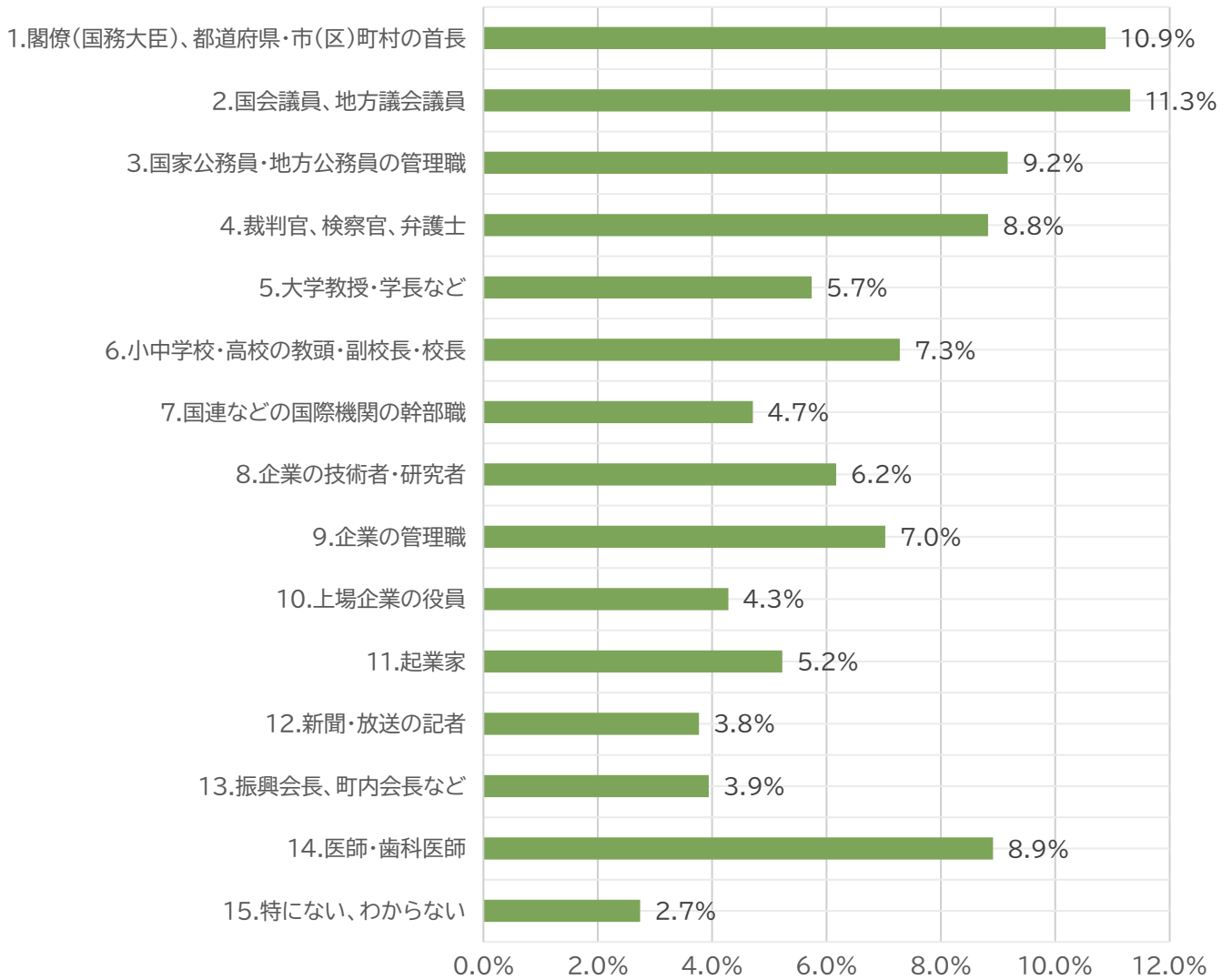
「学校教育の場、振興会やPTAなどの地域活動量では、平等とする」割合が最も高くなっているものの、その他の分野においては女性より男性の方が優遇されていると考えられている。

Q11. 男女の地位は平等になっていると思いますか。(社会全体)



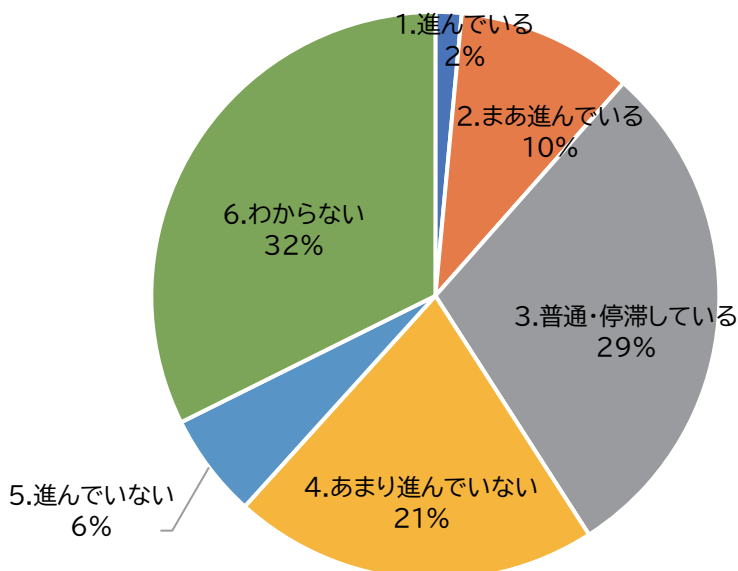
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が66%、「平等」が21%、「男性の方が非常に優遇されている」が8%となっている。

Q12.次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか



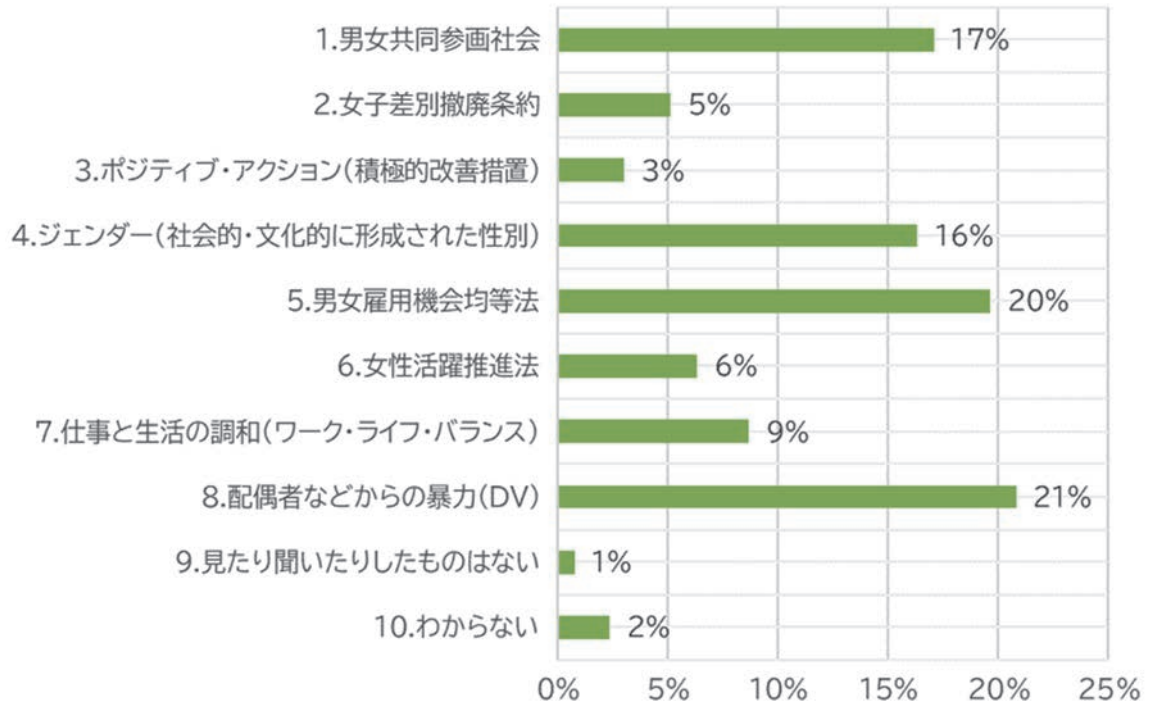
「国会議員、地方議員」の割合が 11.3%で最も多く、次いで「閣僚(国務大臣)、都道府県・市(区)町村の首長」が 10.9%、「国家公務員・地方公務の管理職」が 9.2%となっている。

Q13.東串良町では「男女共同参画」や「女性活躍の推進」が進んでいると思いますか。



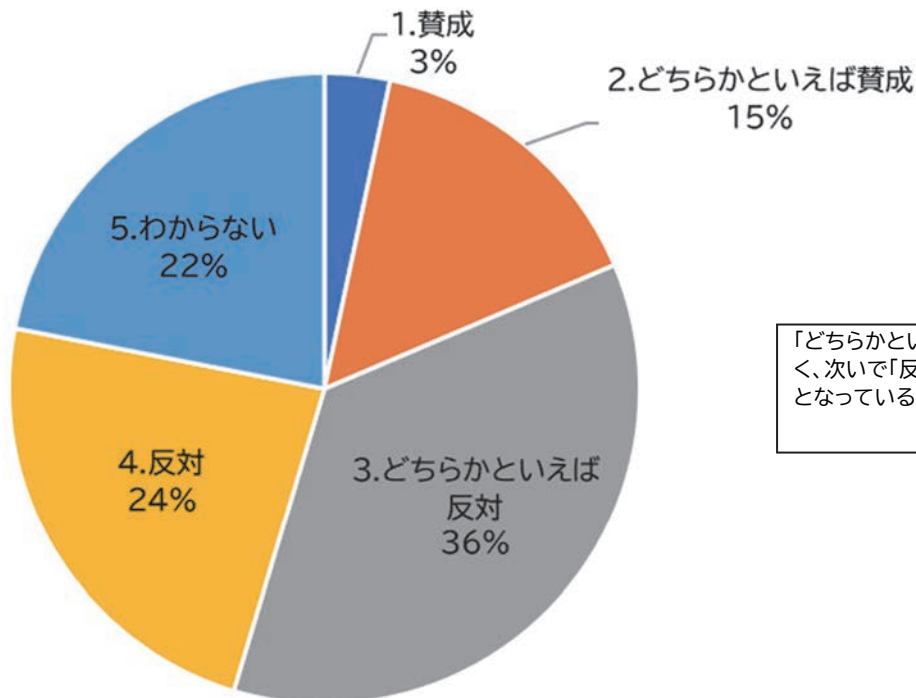
「わからない」とする割合が 32%で最も多く、次いで「普通・停滞している」が 29%、「あまり進んでいない」が 21%となっている。

Q14.見たり聞いたりしたことのある言葉は



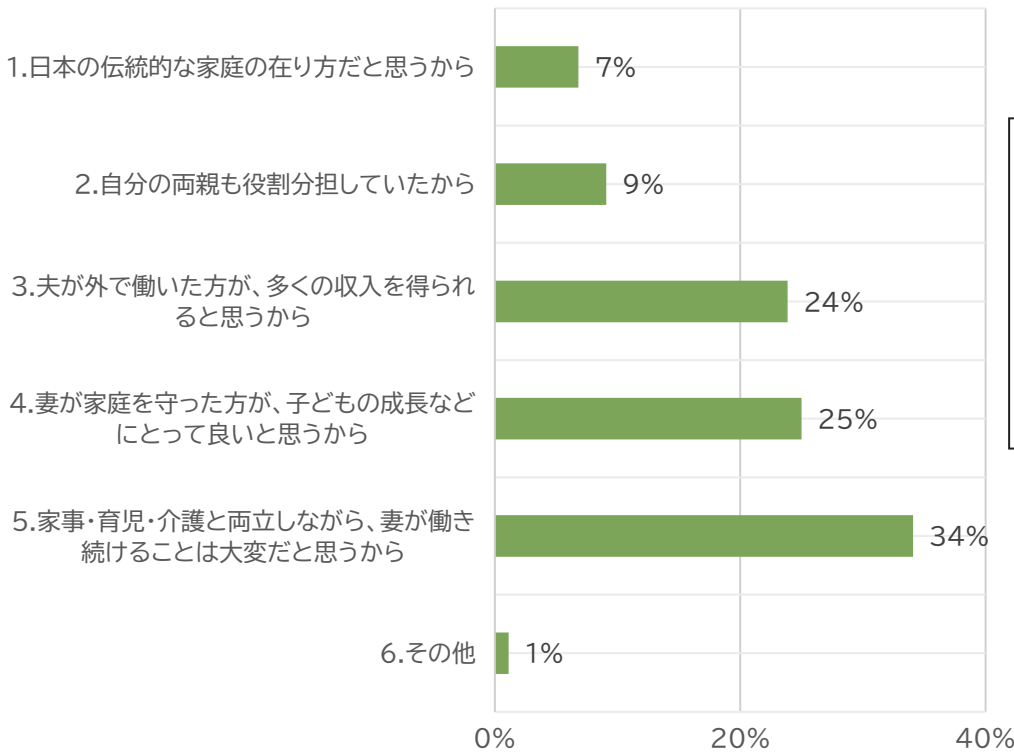
「配偶者などからの暴力(DV)」とする割合が21%で最も多く、次いで「男女雇用機会均等法」が20%、「男女共同参画社会」が17%となっている。

Q15.「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。



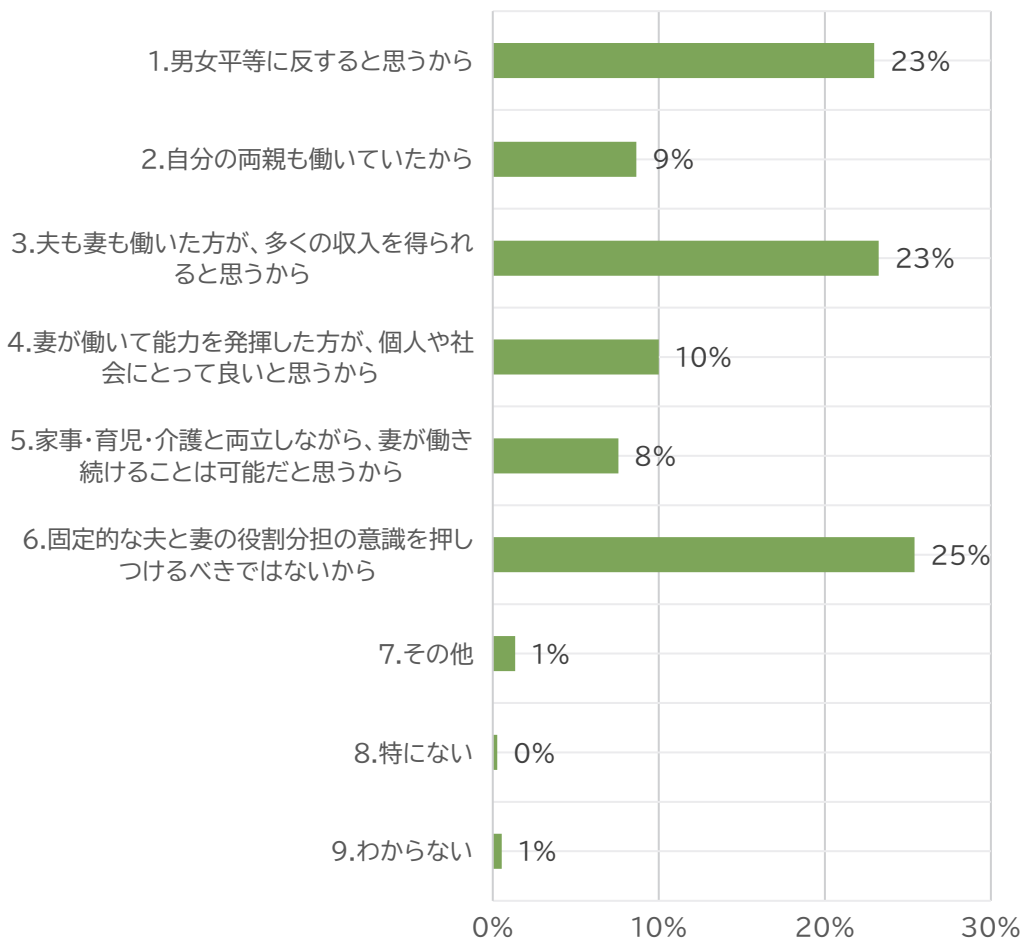
「どちらかといえば反対」の割合が36%で最も多く、次いで「反対」が24%、「わからない」が22%となっている。

Q15-a.それはなぜですか（賛成・どちらかといえば賛成の方）



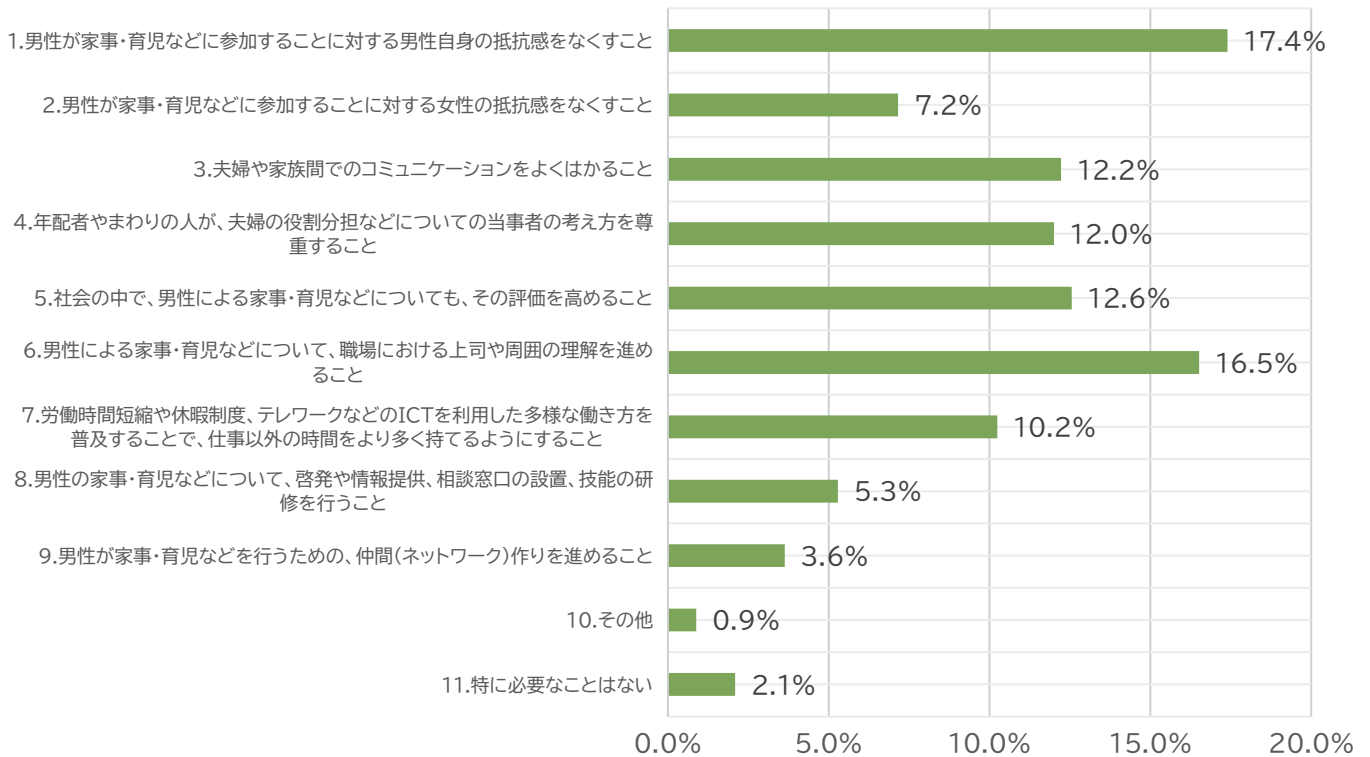
「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」の割合が 34%で最も多く、次いで「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が 25%、「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」が 24%となっている。

Q15-b.それはなぜですか(反対・どちらかといえば反対の方)



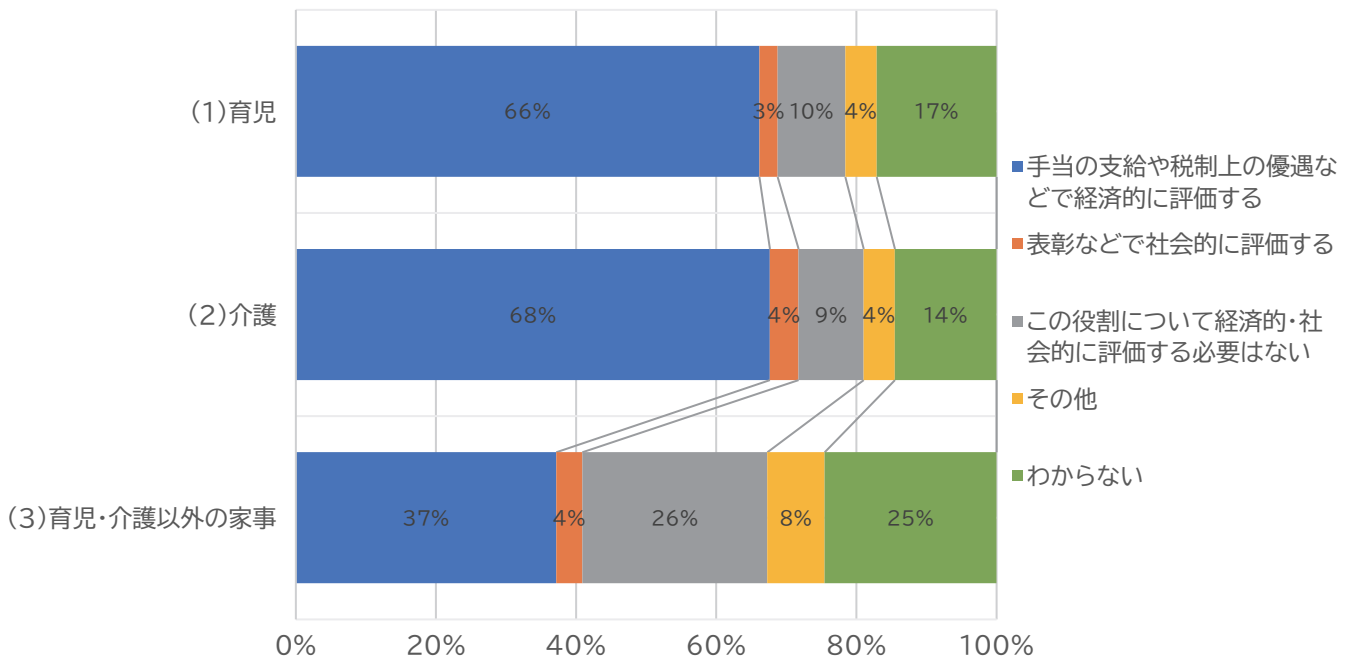
「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではない」の割合が 25%と最も多く、次いで「男女平等に反すると思うから」と「夫も妻も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」が 23%となっている。

Q16. 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか



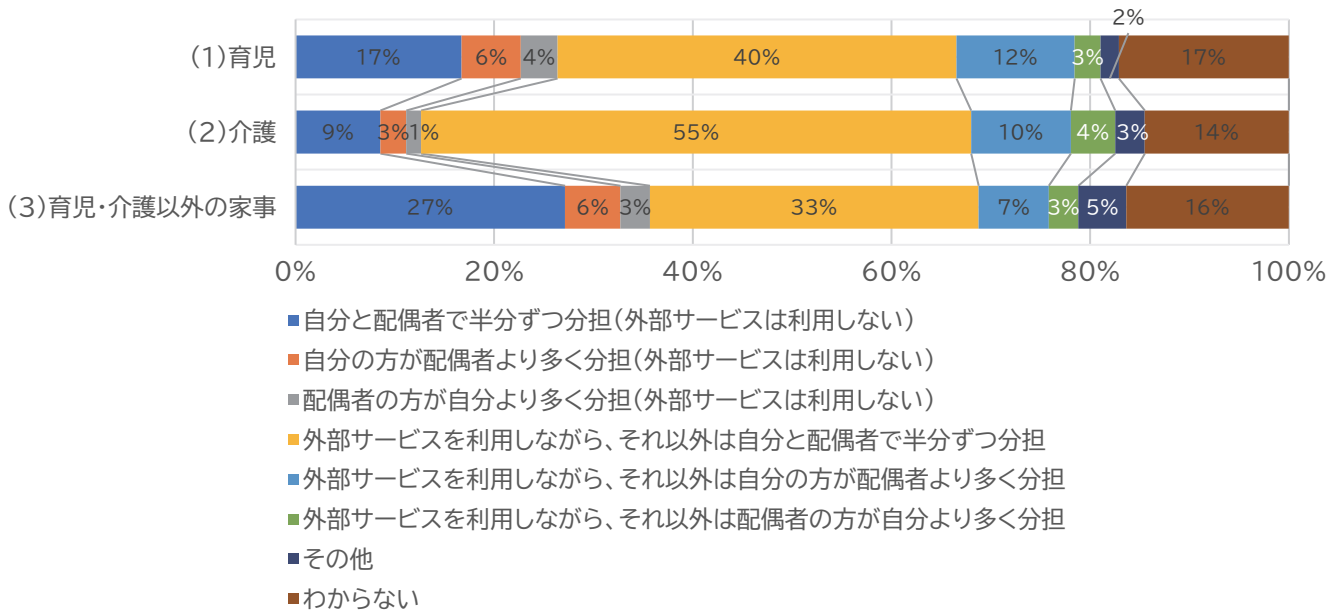
「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」とが 17.4%と最も多く、次いで「男性による家事・育児などについて職場における上司や周囲の理解を進めること」が 16.5%となっている。

Q17. 「育児、介護などの過程で担われている役割は社会的にも重要であるため、社会全体で評価していこう」という考え方がありますが、あなたは具体的にどのような形で評価することが必要だと思いますか。



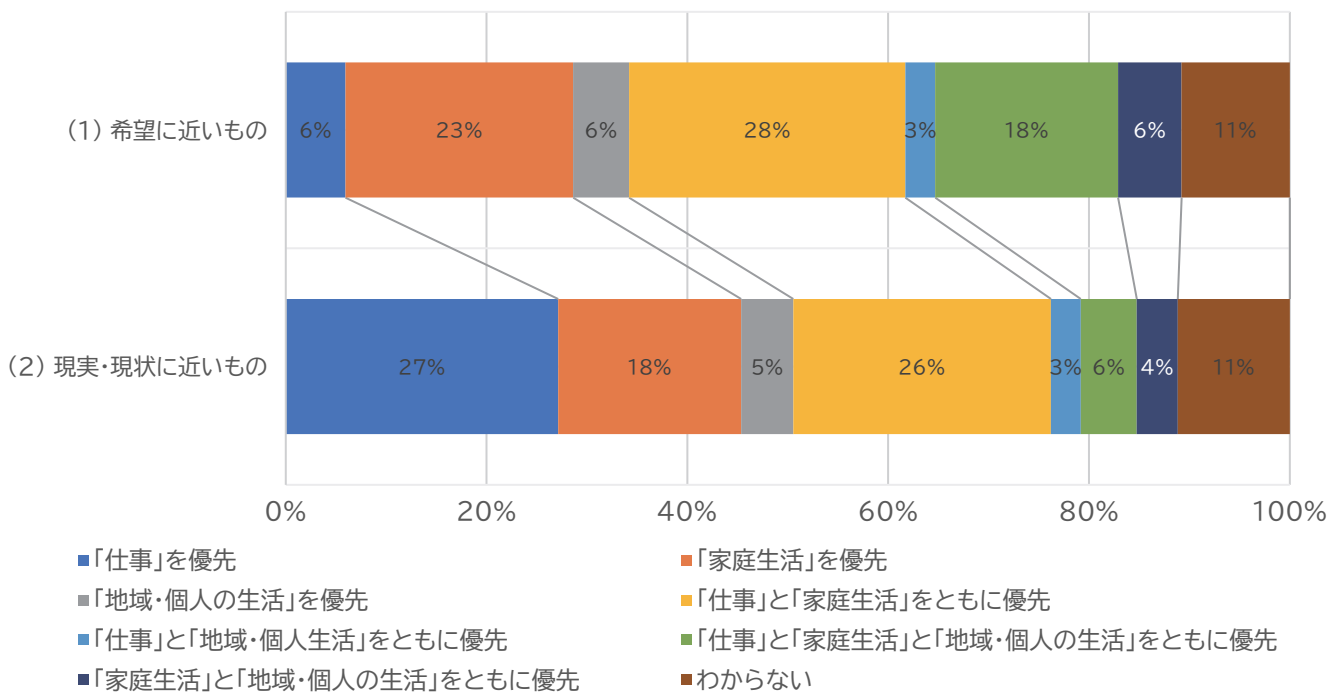
「育児」「介護」「育児・介護以外の家事」すべてにおいて、「手当の支給や税制上の優遇などで経済的に評価する」の割合が最も多くなっている。

Q18. 育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。(あなたが育児、介護などをしている、していないに関わらず、保育所、訪問介護、家事代行サービスの利用も含め、あなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。なお、配偶者のいない方も、配偶者がいることを想定してお答えください)



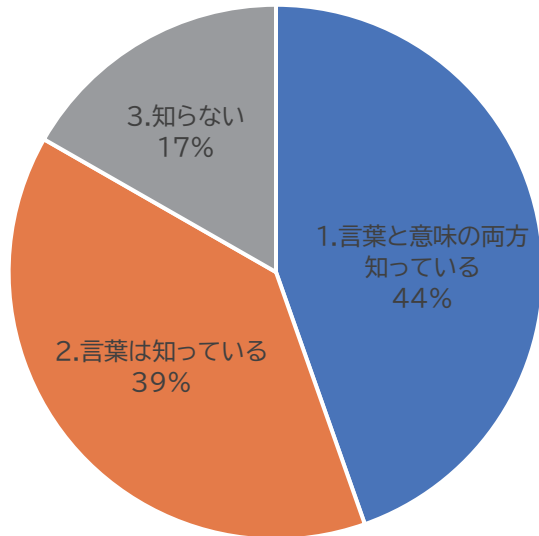
「育児」「介護」「育児・介護以外の家事」すべてにおいて、「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」の割合が最も多くなっている。

Q19. 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度についてお伺いします。あなたの(1)希望に最も近いもの、あなたの(2)現実・現状に最も近いものをお答えください。



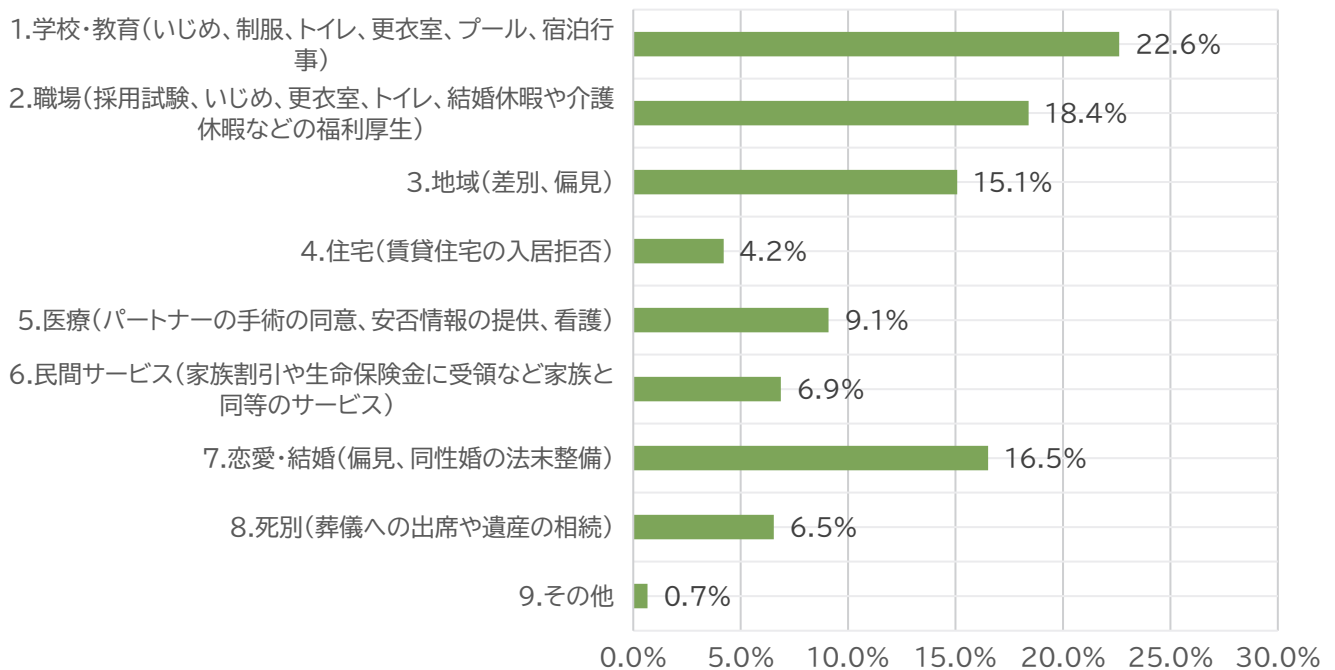
『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が「希望に近いもの」「現実・現状に近いもの」ともに最も多くなっている。「家庭生活を優先したい」という希望が多いが、現実には「仕事を優先」していることがグラフから読み取れる。

Q20.LGBT 等の性的少数者についてどの程度知っていますか。



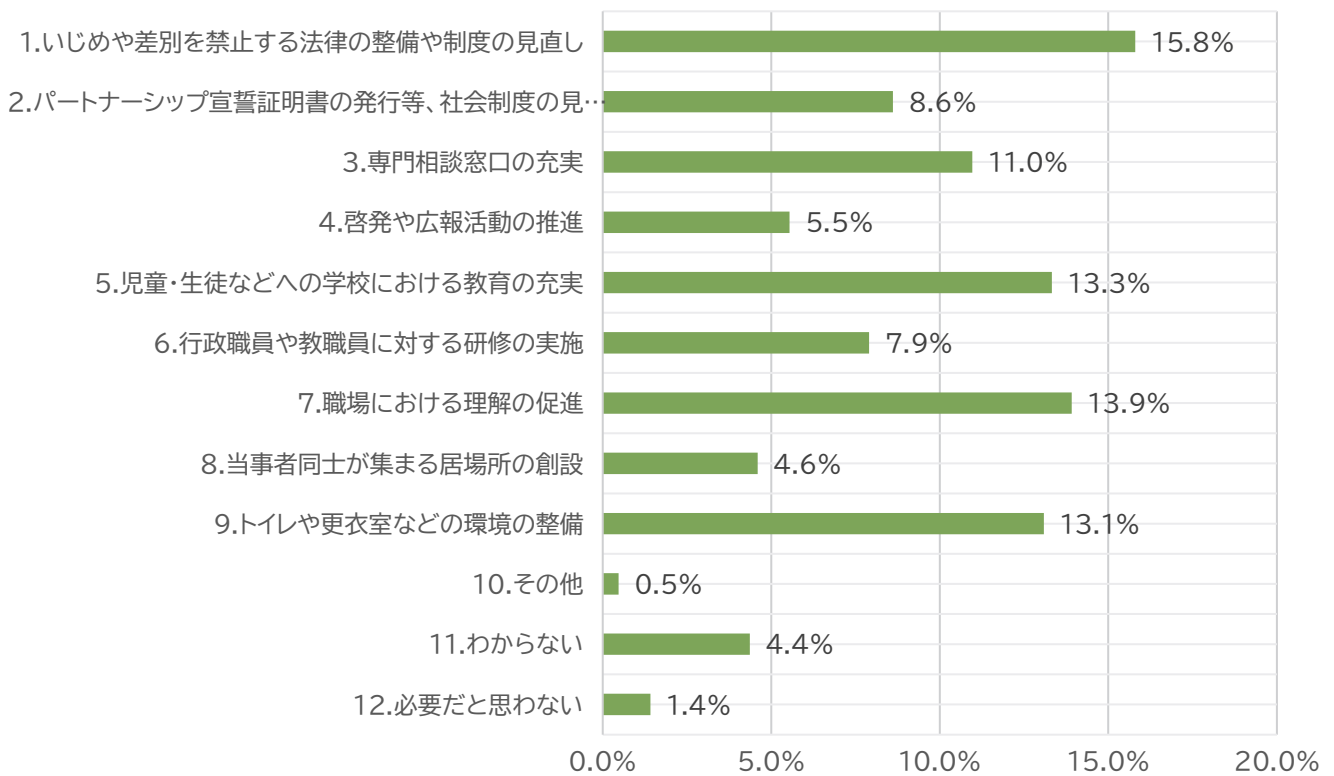
「言葉と意味の両方知っているが」44%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が39%となっている。

Q20-a.現在の社会は、LGBT 等の性的少数者の方々にとって偏見や差別などの人権侵害により生活しづらいと思いますか。



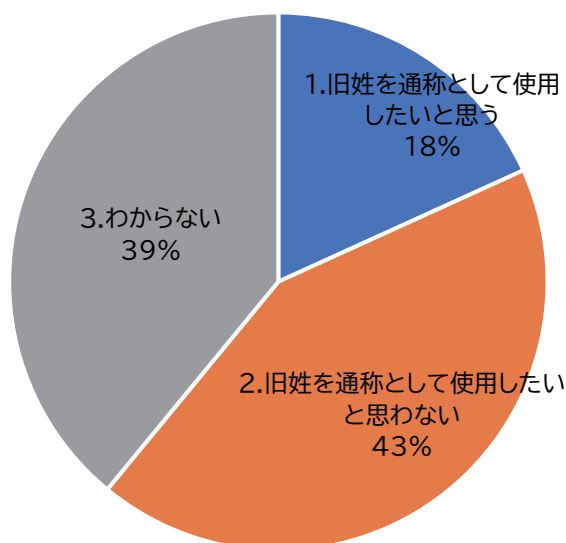
「学校・教育(いじめ、制服、トイレ、更衣室、プール、宿泊行事)」の割合が22.6%と最も多く、次いで「職場(採用試験、いじめ、更衣室、トイレ、結婚休暇や介護休暇などの福利厚生)」が18.4%、「恋愛・結婚(偏見、同性婚の法未整備)」が16.5%となっている。

Q20-b.あなたはLGBT等の性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要であると思いますか。



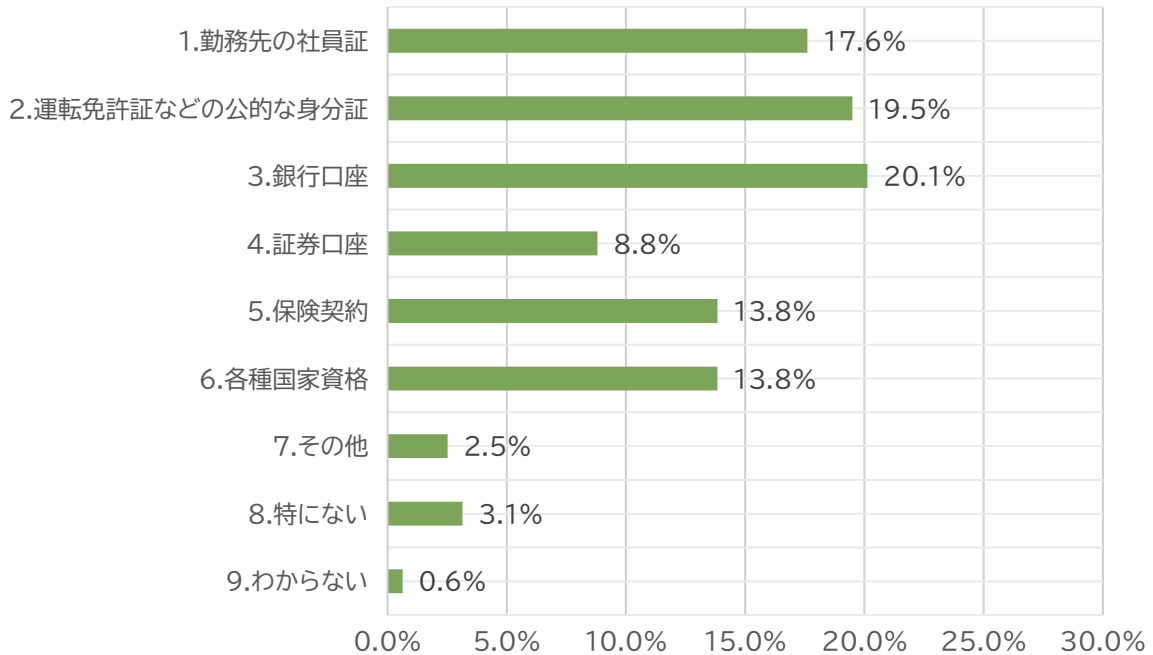
「いじめや差別を禁止する法律の整備や制度の見直し」の割合が15.8%と最も多く、次いで「職場における理解の促進」が13.9%、「児童・生徒などへの学校における教育の充実」が13.3%となっている。

Q21.仮に結婚して戸籍上名字(姓)が変わったとした場合、働くときに旧姓を通称として使用したいと思いますか。あなたが結婚なさっている、いないに関わらず、お答えください。



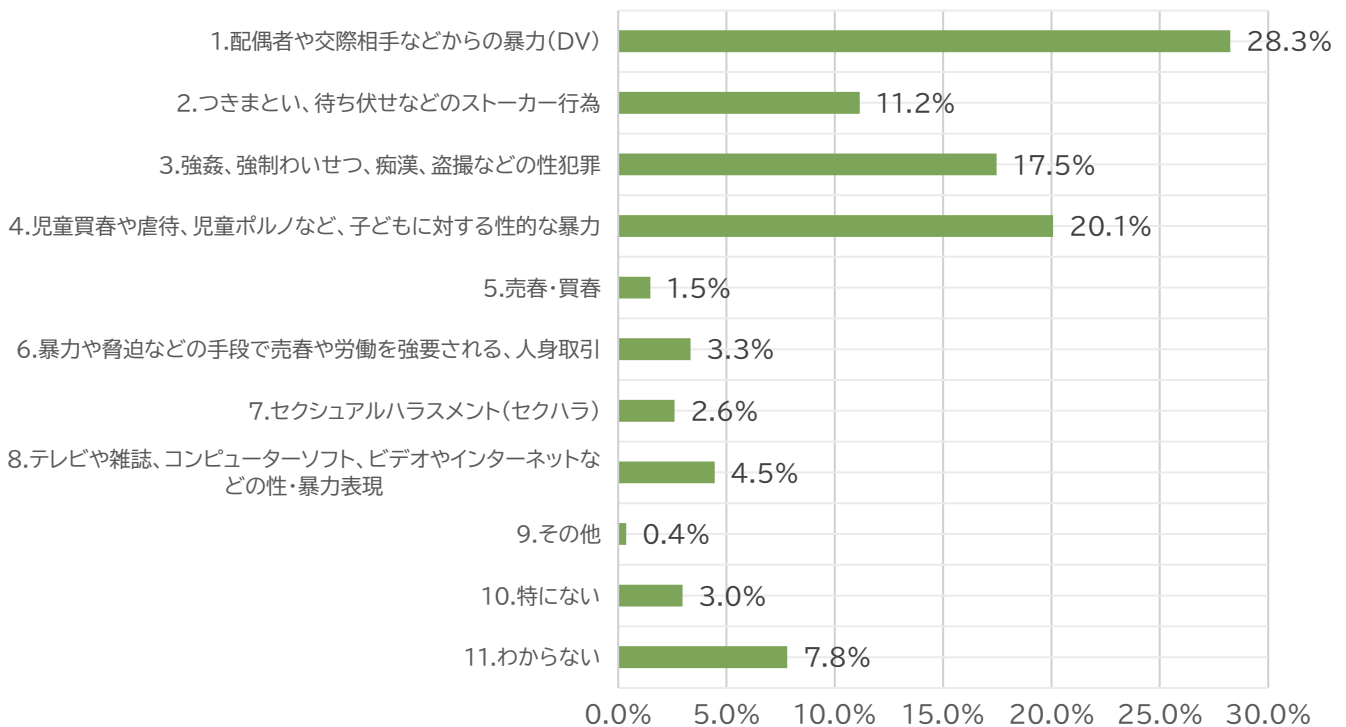
「旧姓を通称として使用したくないと思わない」の割合が43%で最も多く、次いで「わからない」が39%となっている。

Q21-a.令和元年11月から、住民票やマイナンバーカードに希望者は旧姓を記載することができるようになりましたが、これ以外に、あなたが旧姓を通称として使用するとき、どのようなものに旧姓が使用できると良いと思いますか。



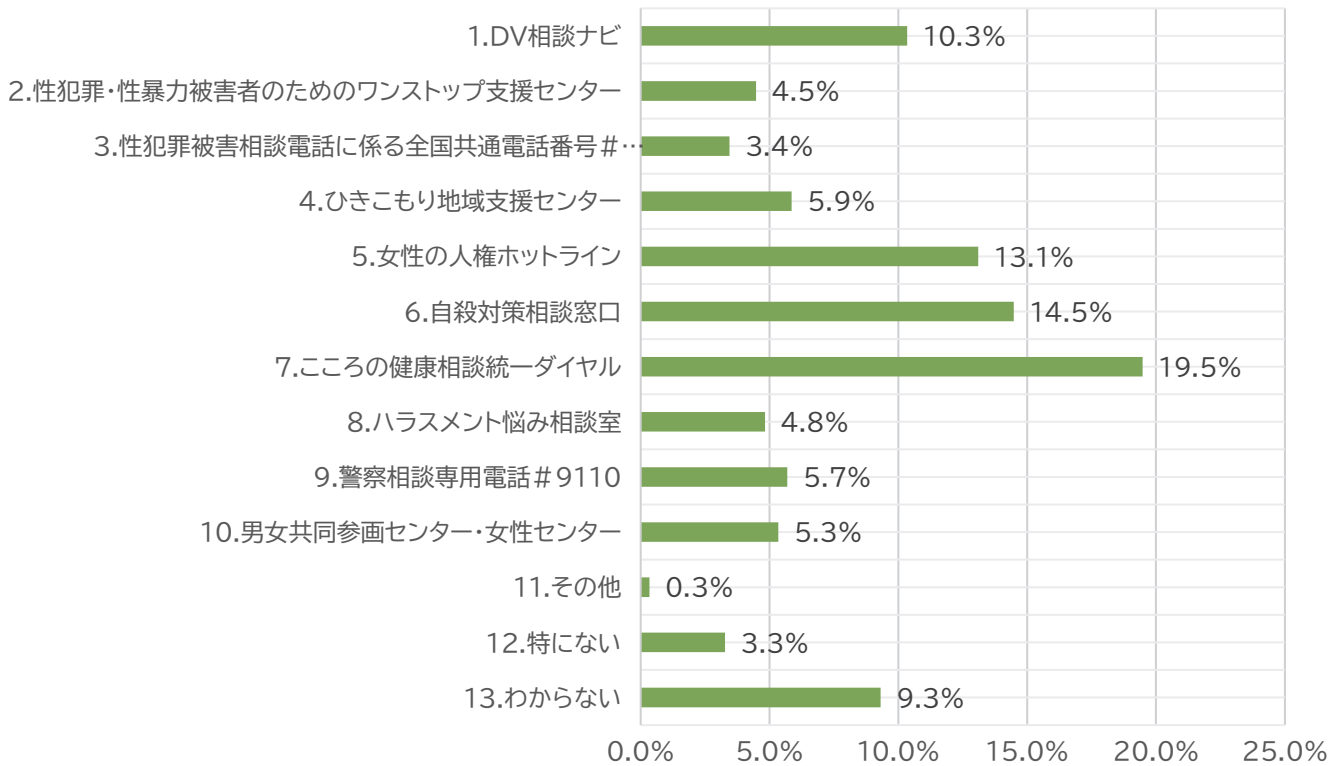
「銀行口座」の割合が20.1%と最も多く、次いで「運転免許証などの公的な身分証」が19.5%、「勤務先の社員証」が17.6%となっている。

Q22.国は「女性に対する暴力をなくす運動」に取り組んで、次のような暴力への対策を進めることとしています。この中であなたが最も対策が必要だと考えるのはどれですか。



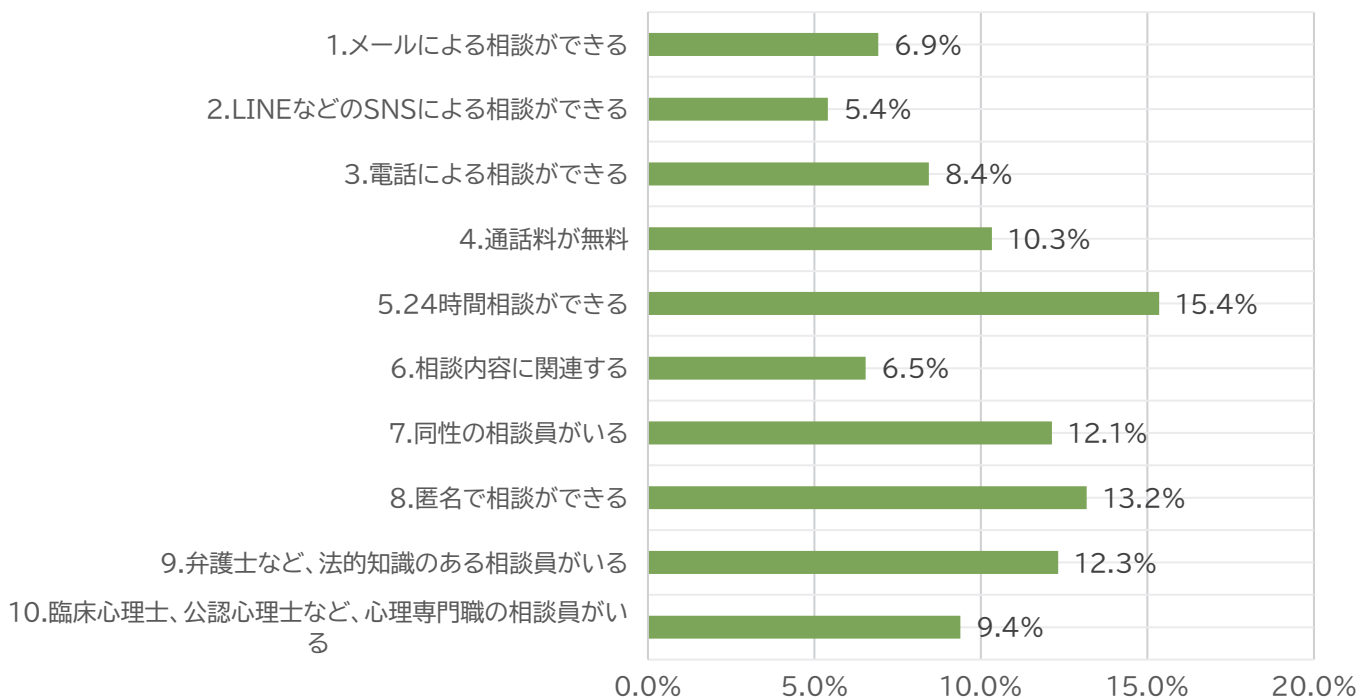
「配偶者や交際相手などからの暴力(DV)」の割合が28.3%と最も多く、次いで「児童買春や虐待、児童ポルノなど子どもに対する性的な暴力」が20.1%、「強姦、強制わいせつ、痴漢、盗撮などの性犯罪」が17.5%となっている。

Q23.政府が設置している女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものを、この中からいくつでもあげてください。



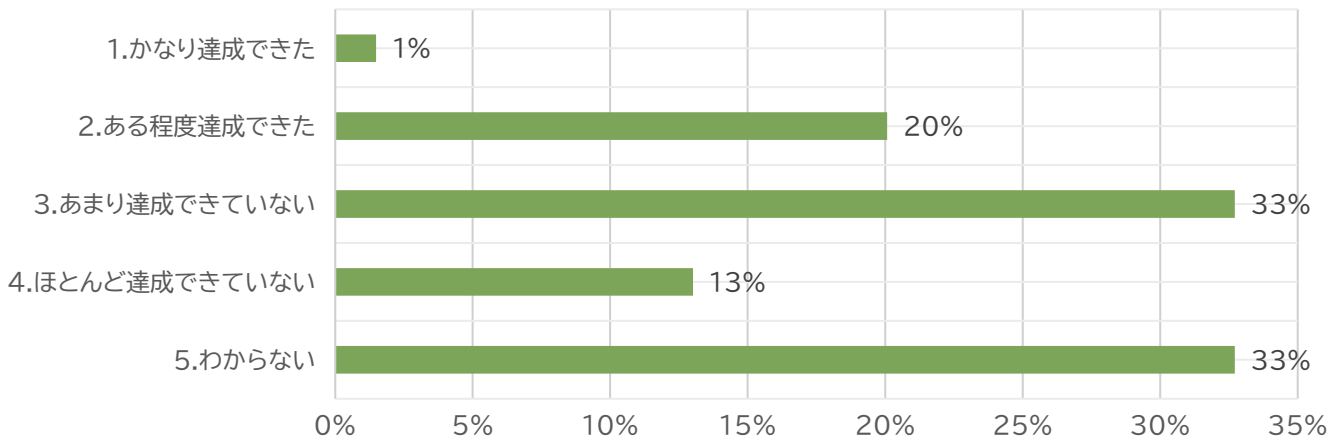
「こころの健康相談統一ダイヤル」の割合が 19.5%と最も多く、次いで「自殺対策相談窓口」が 14.5%、「女性の人権ホットライン」が 13.1%となっている。

Q24.女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。



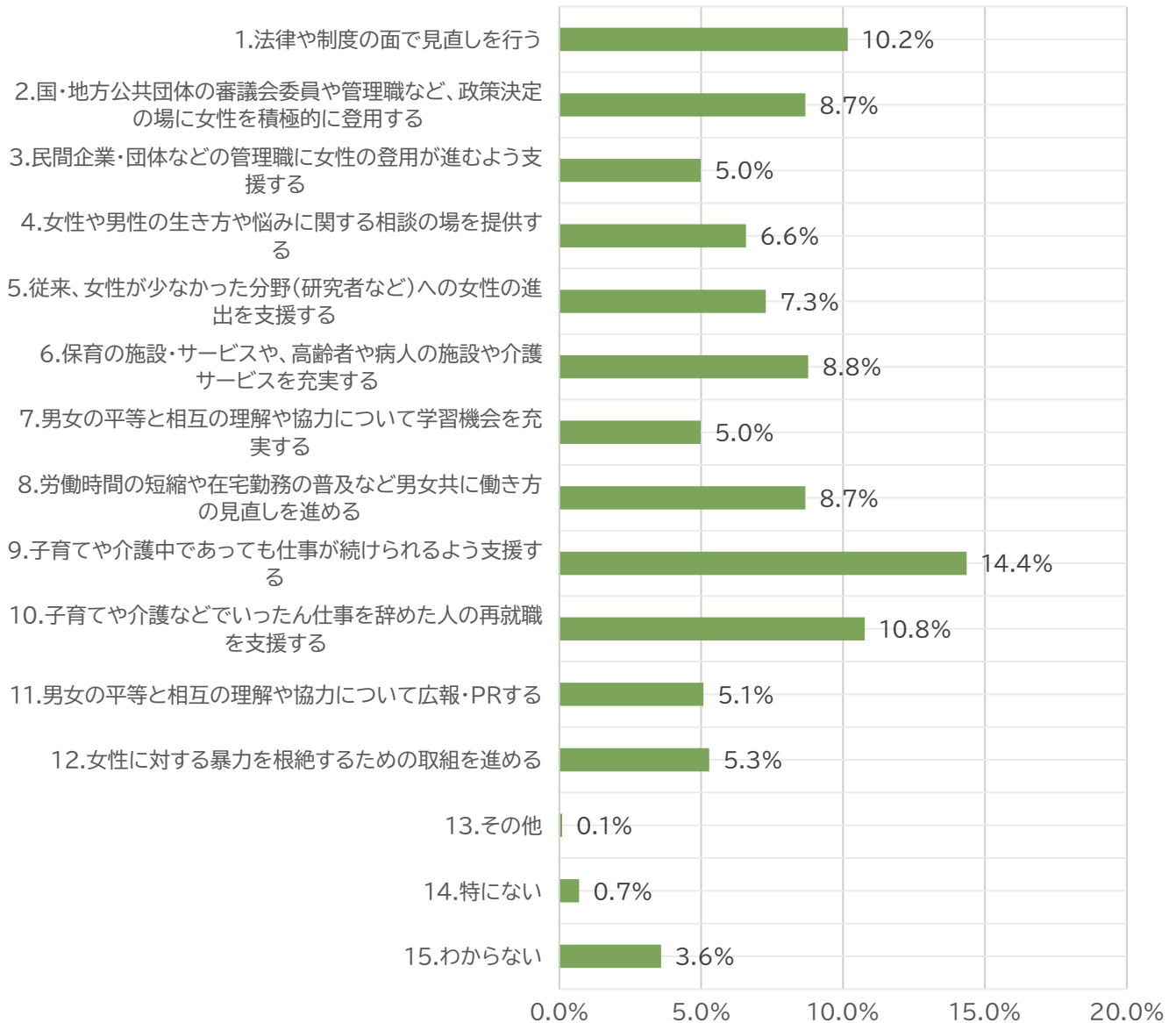
「24時間相談できる」の割合が 15.4%と最も多く、次いで「匿名で相談ができる」が 13.2%、「弁護士など、法的知識のある相談員がいる」が 12.3%となっている。

Q25.あなた自身の生活や身の回りの環境から判断して、現在の、男女共同参画社会は達成できたと思いますか。



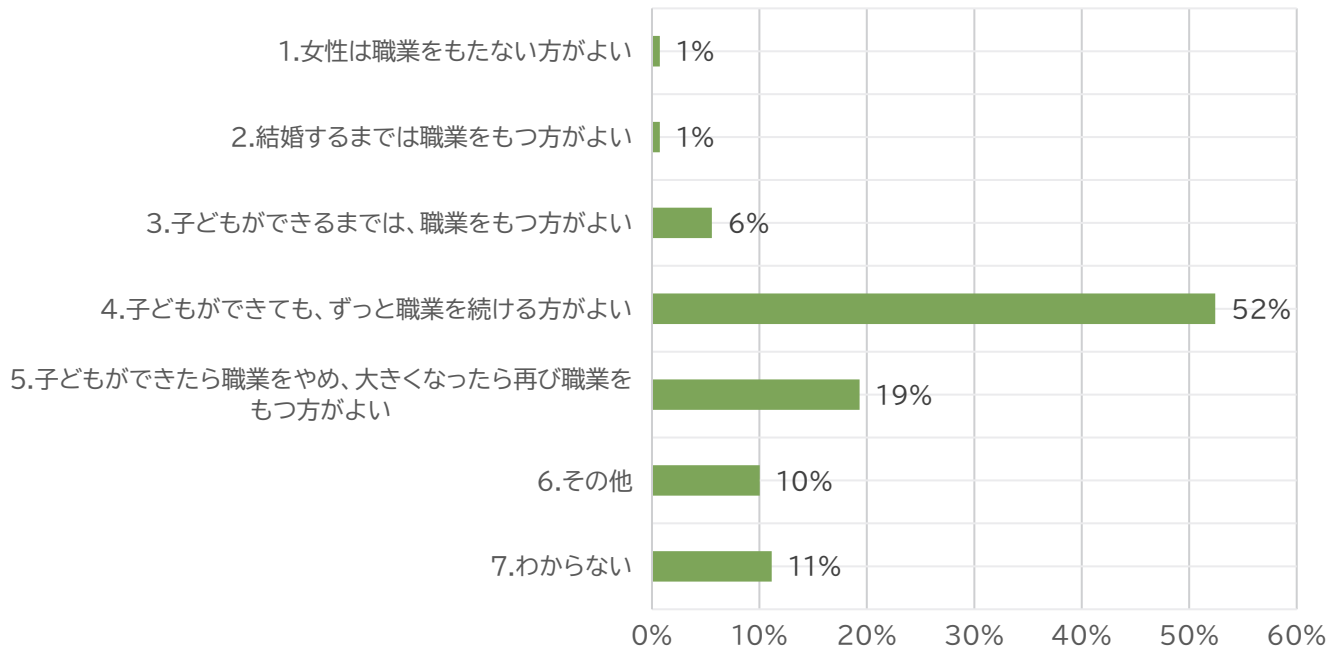
「あまり達成できていない」と「わからない」の割合が33%と最も多く、次いで「ある程度達成できた」が20%となっている。

Q26.「男女共同参画社会」を実現するために、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。



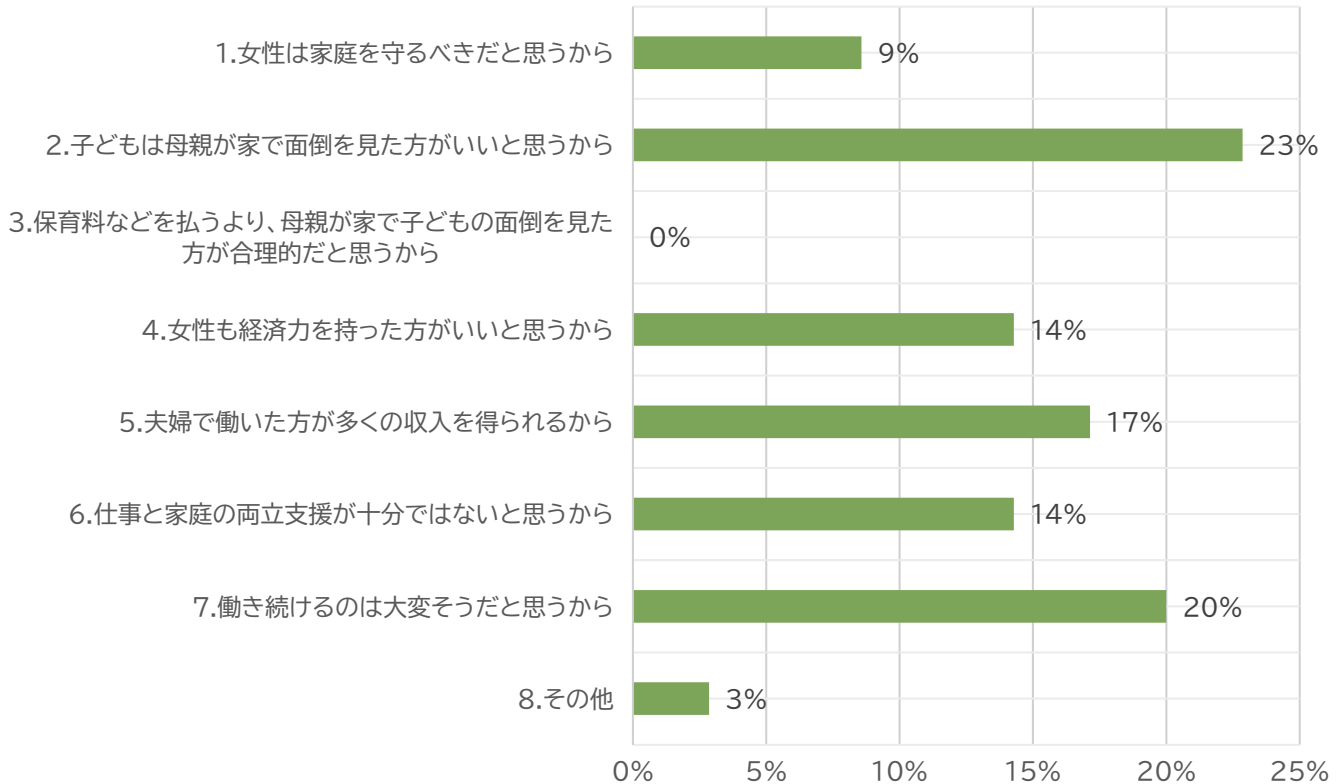
「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が14.4%で最も多く、次いで「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が10.8%となっている。

Q27.一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。



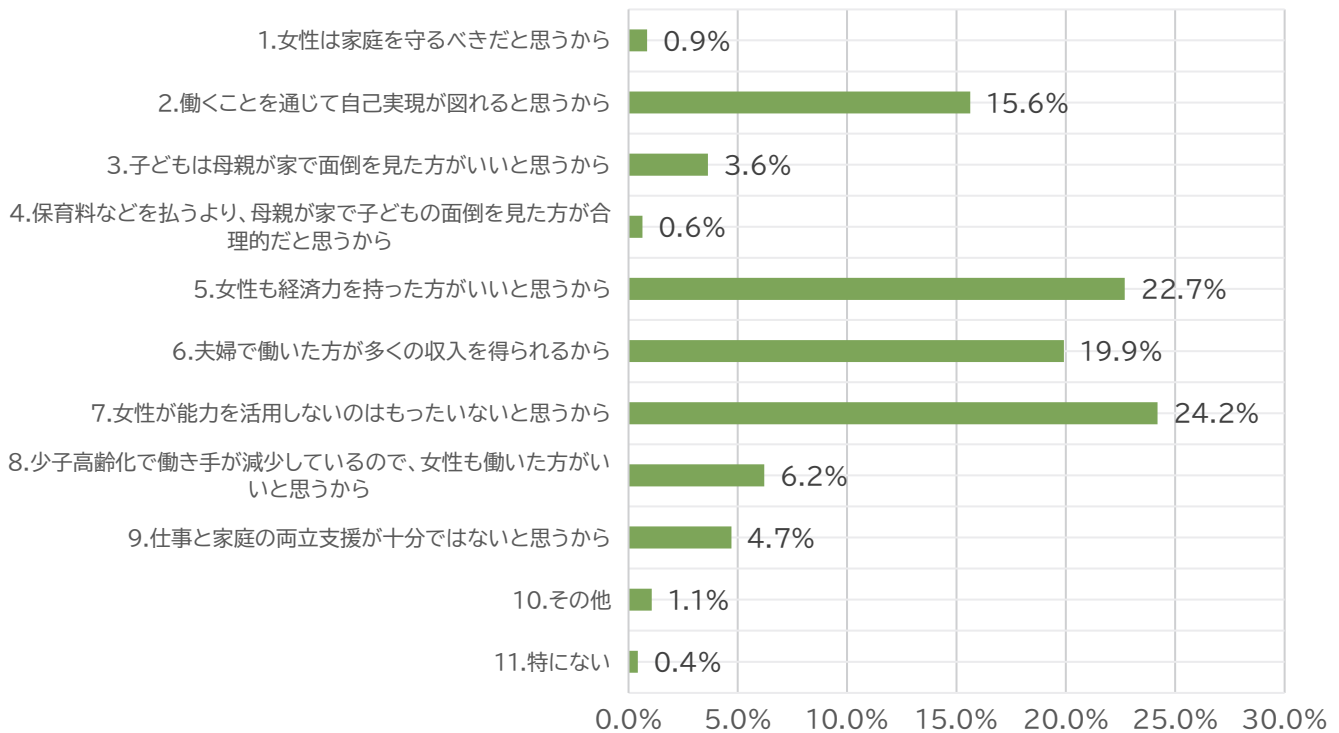
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が 52%で最も多く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が 19%となっている。

Q27-a.それはなぜですか(女性は職業をもたない方がよい,結婚するまでは職業をもつ方がよい,子どもができるまでは、職業をもつ方がよいと回答された方)



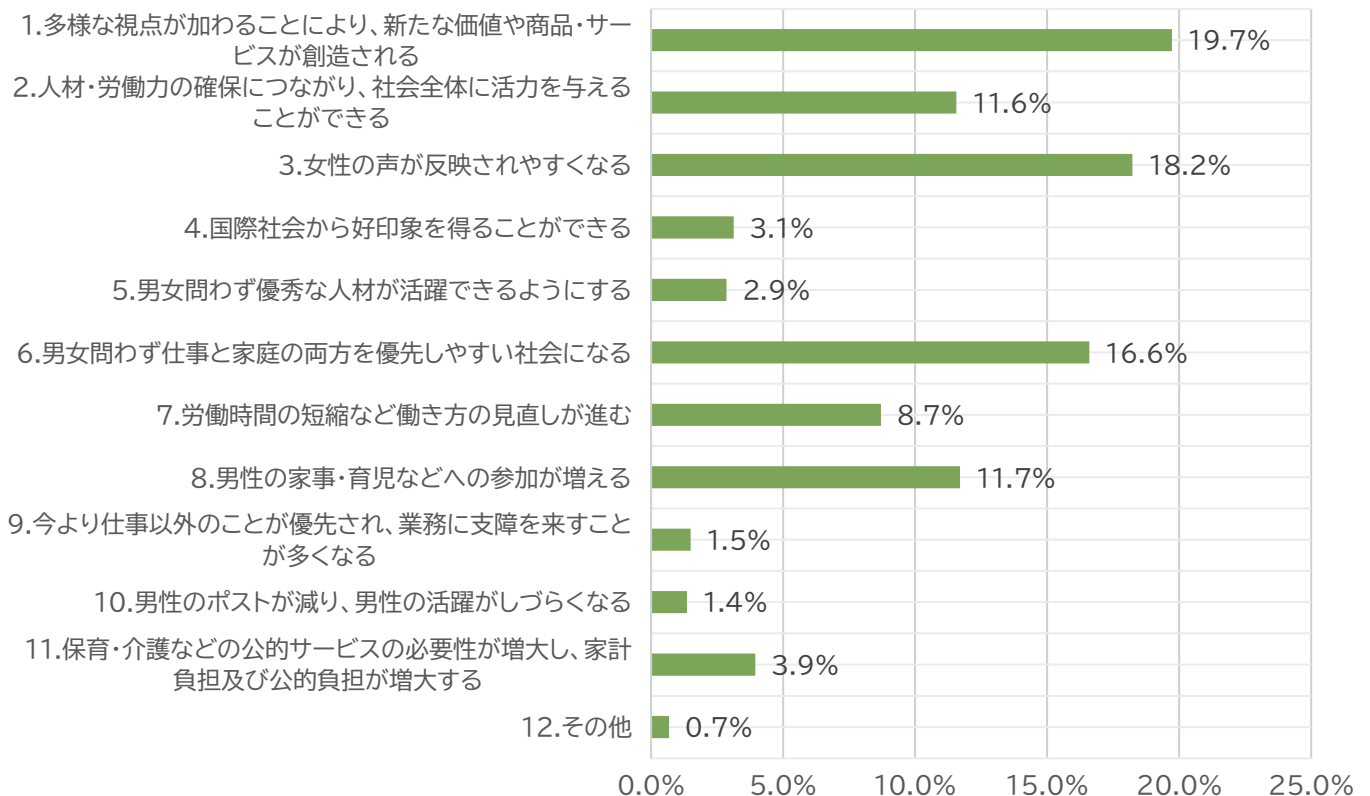
「子どもは母親が家で面倒を見た方がいいと思うから」の割合が 23%と最も多く、次いで「働き続けるのは大変そうだと思うから」が 20%、「夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから」が 17%となっている。

Q27-b.それはなぜですか(子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい、子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよいと回答された方)



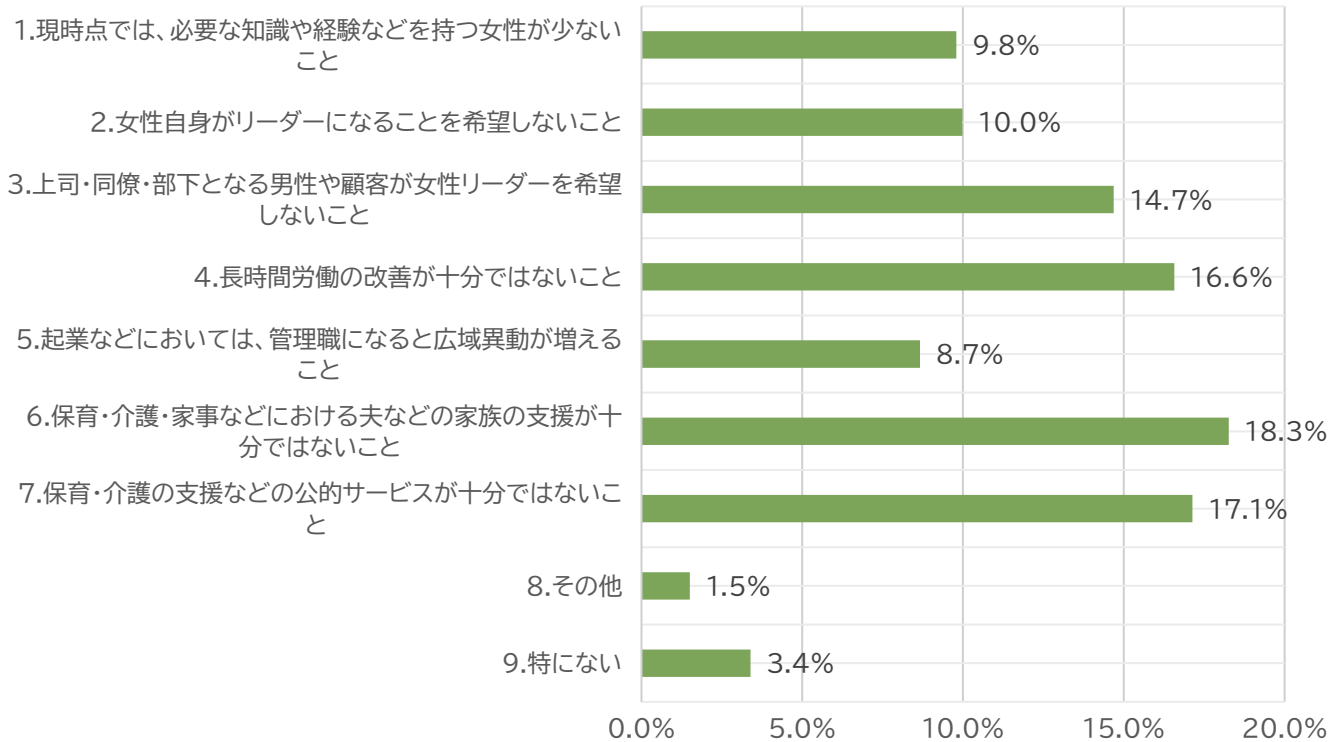
「女性が能力を活用しないのはもったいないと思うから」の割合が 24.2%、「女性も経済力を持った方がいいと思うから」の割合が 22.7%と高く、次いで「夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから」が 19.9%となっている。

Q28.政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。



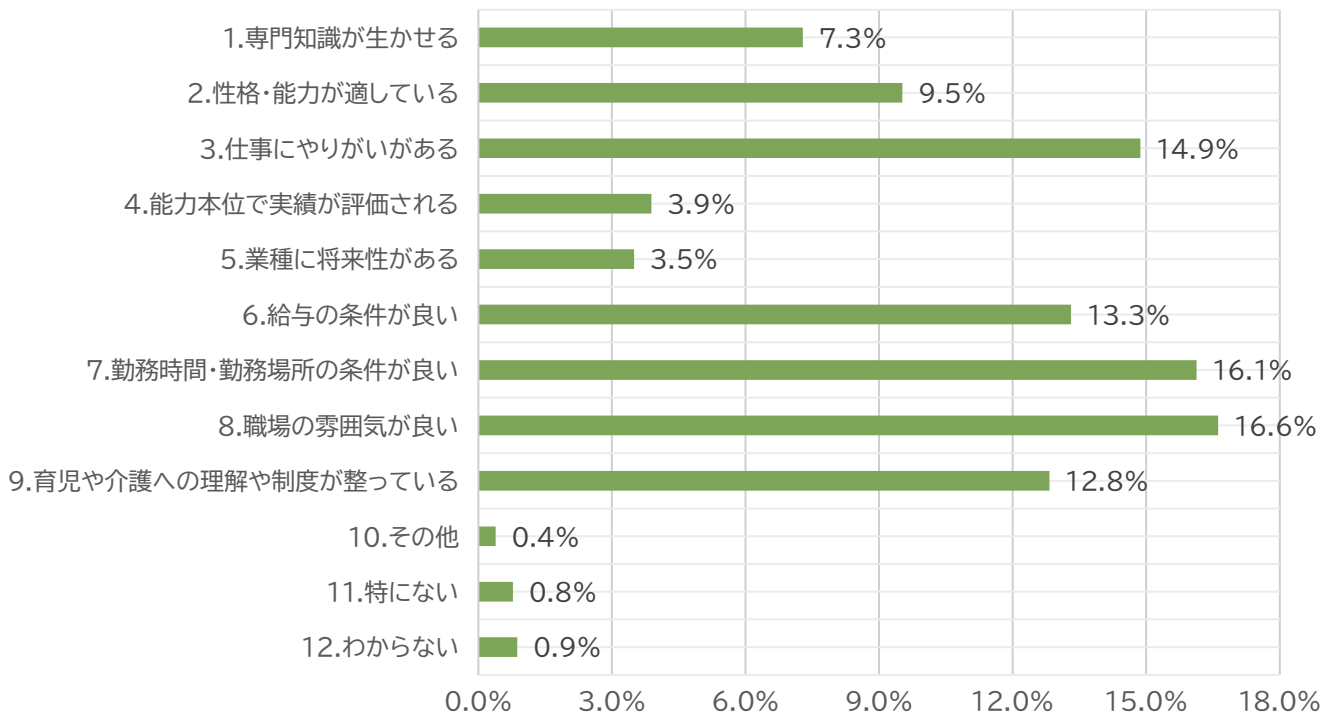
「多様な視点加わりにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」の割合が 19.7%、次いで「女性の声が反映されやすくなる」が 18.2%、「男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる」が 16.6%となっている。

Q29.政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。



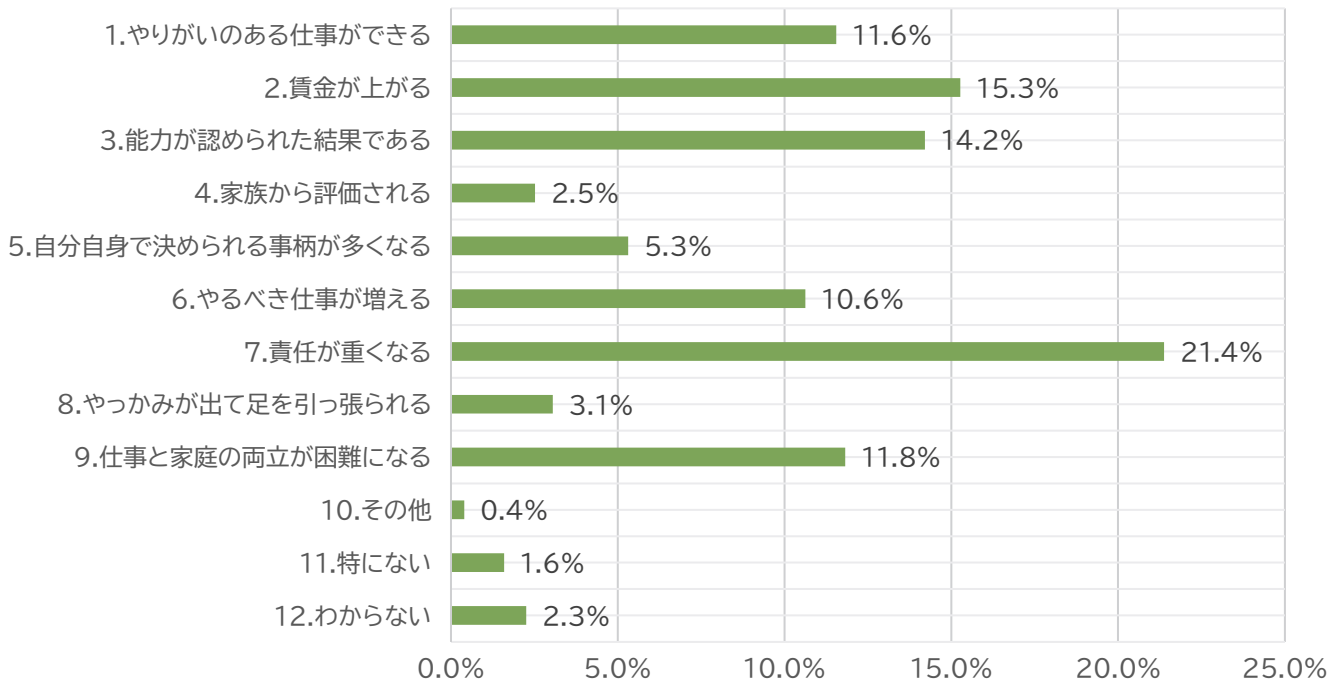
「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」の割合が 18.3%、次いで「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が 17.1%となっている。

Q30.仕事を選ぶ際に重視すること、またはしたいことは何ですか。



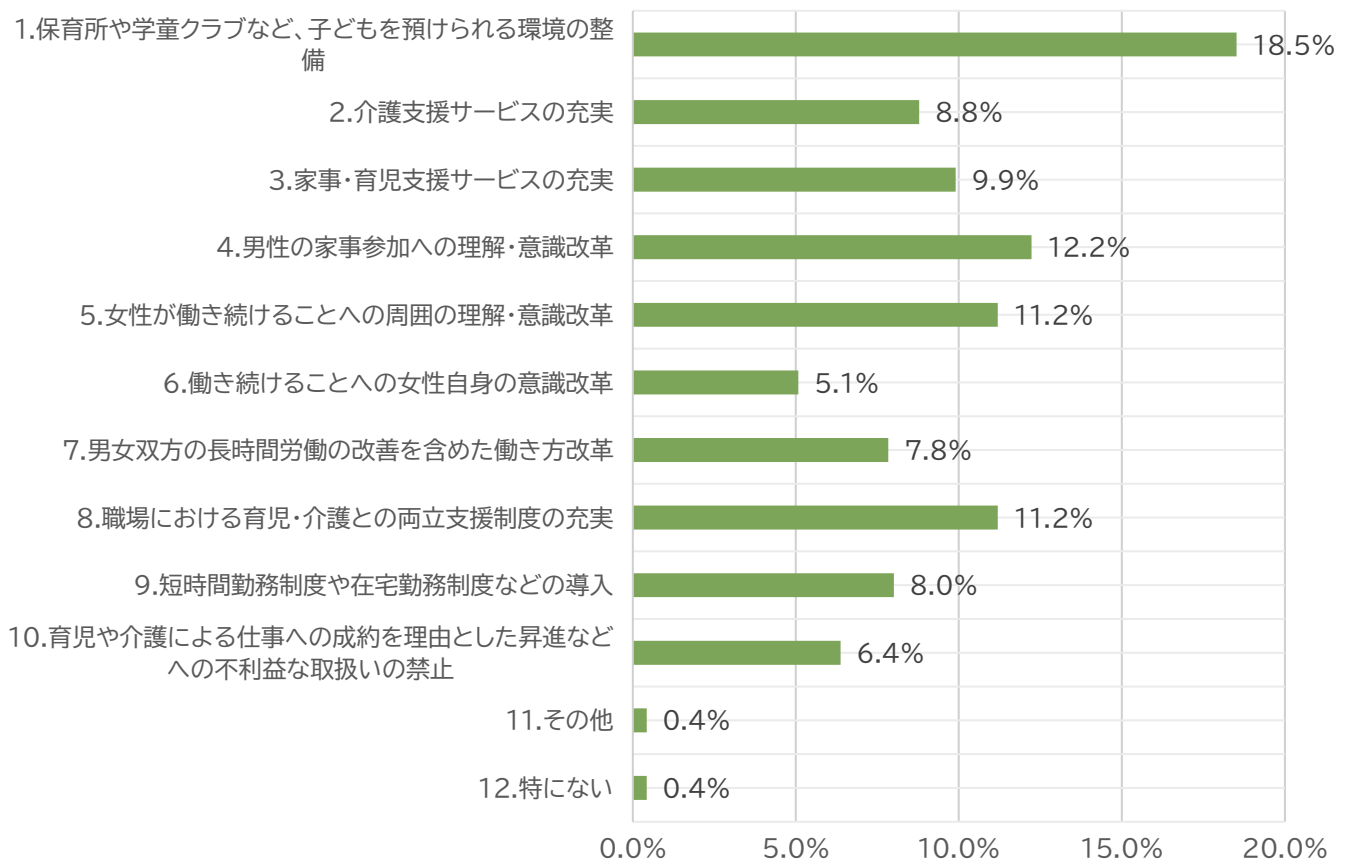
「職場の雰囲気が良い」の割合が 16.6%と最も高く、次いで「勤務時間・勤務場所の条件が良い」が 16.1%、「仕事にやりがいがある」が 14.9%となっている。

Q31.管理職以上に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。



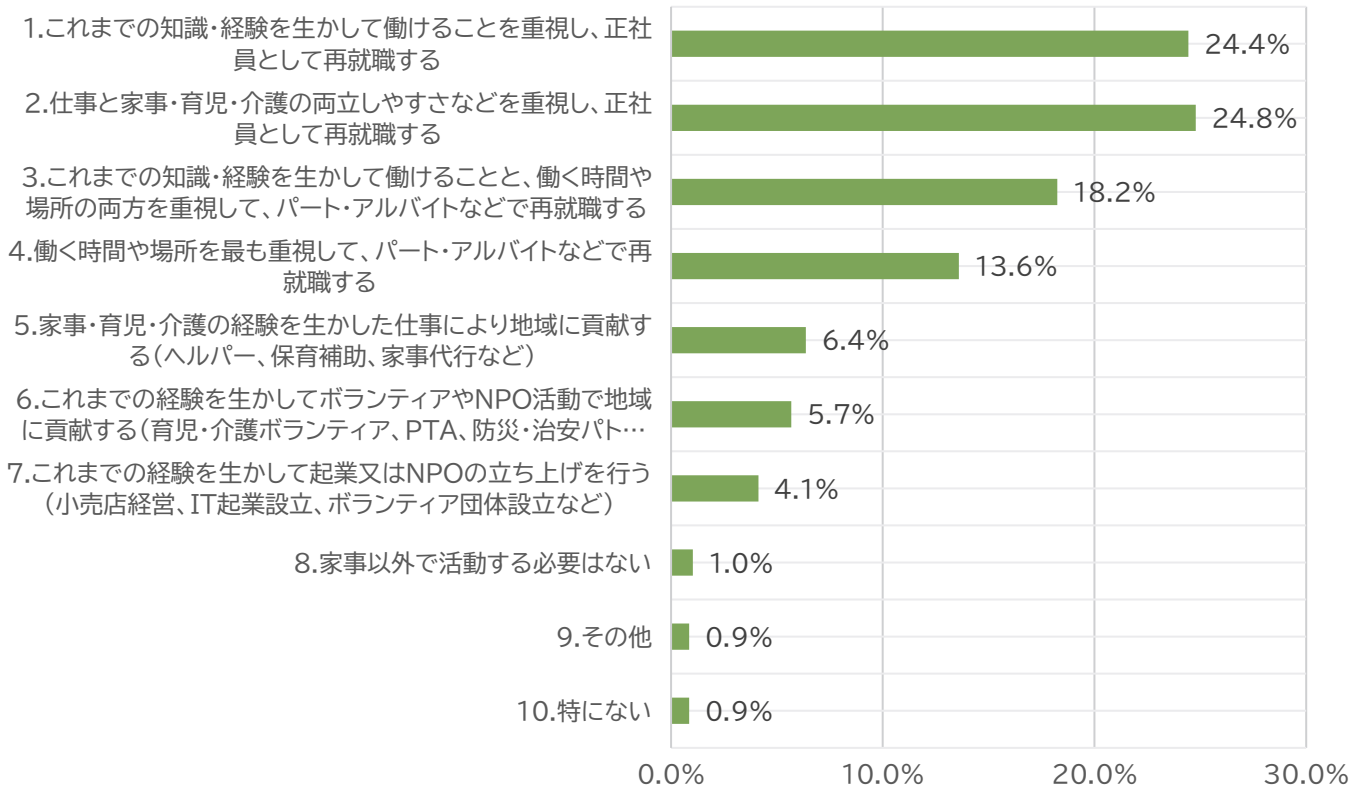
「責任が重くなる」の割合が 21.4%と最も高く、次いで「賃金が上がる」が 15.3%、「能力が認められた結果である」が 14.2%となっている。

Q32.女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか。



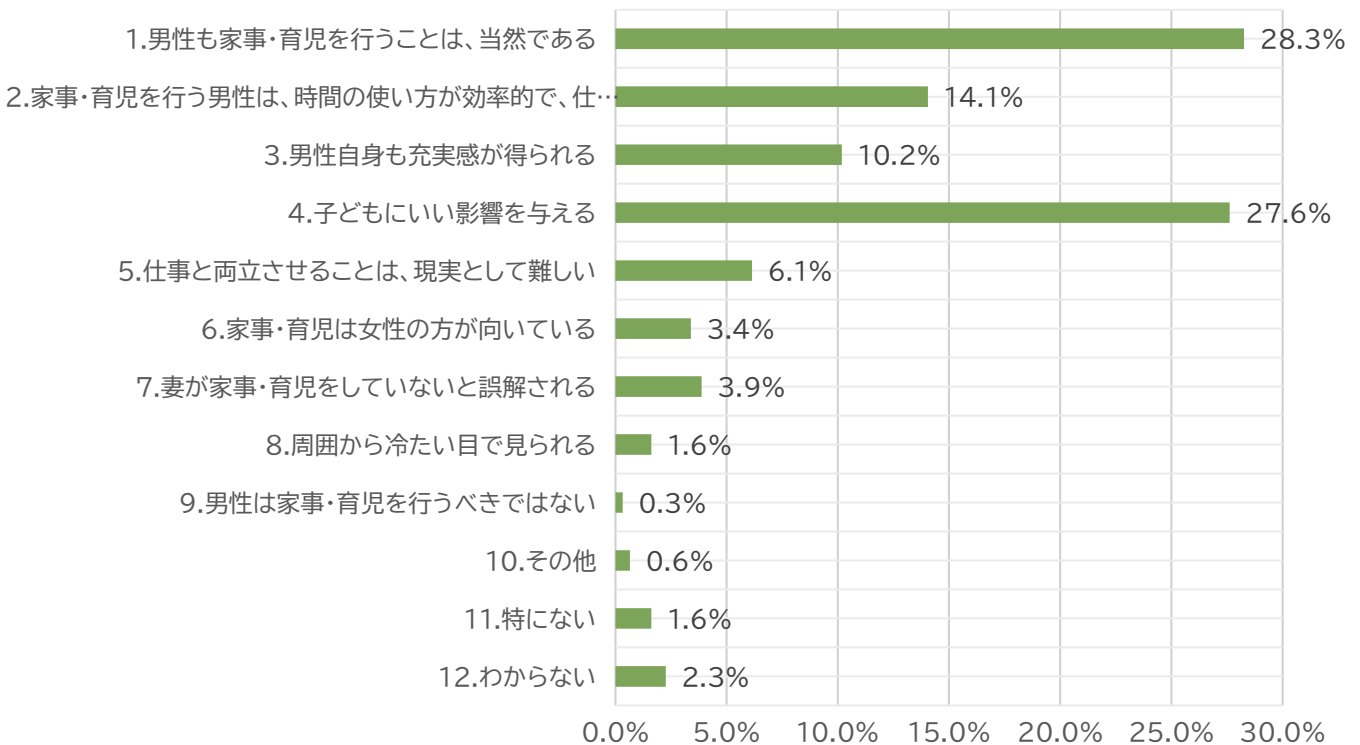
「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が 18.5%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」が 12.2%となっている。

Q33.出産などでいったん離職した女性が、再び社会で活躍する仕方として、あなたがいいと思うものは何ですか。



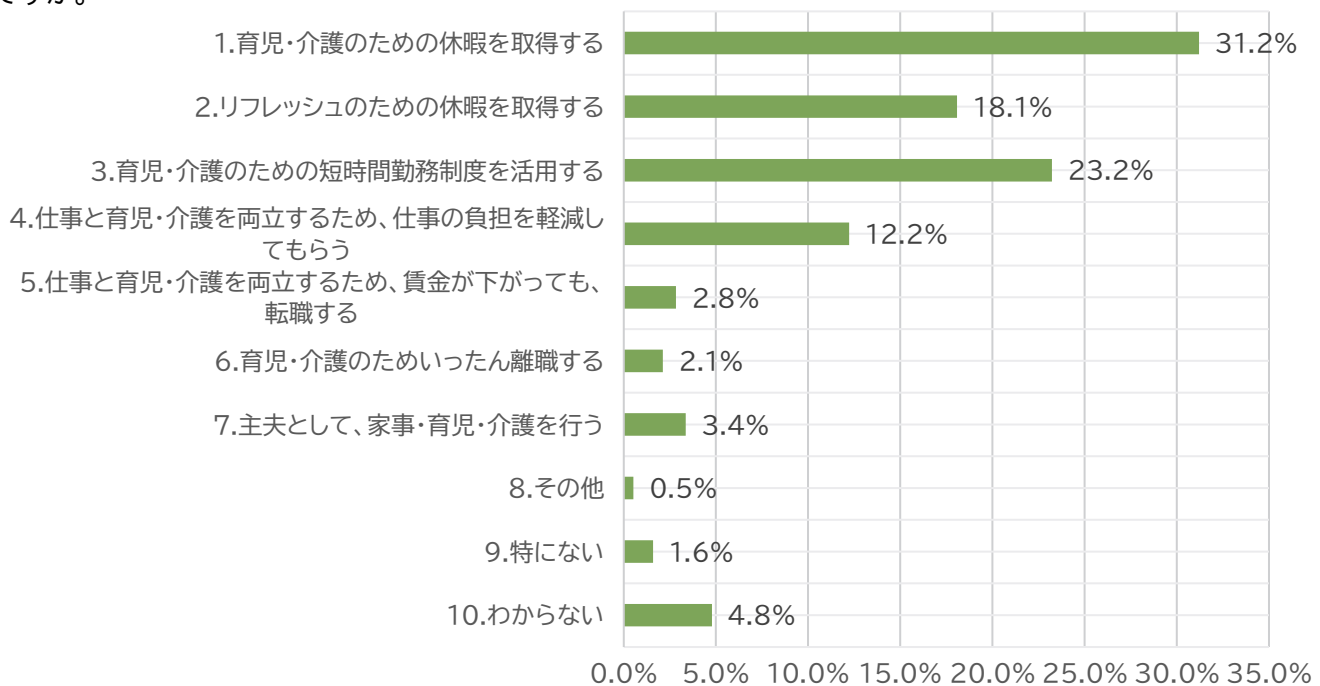
「仕事と家事・育児・介護の両立しやすさを重視し、正社員として再就職する」の割合が 24.8%、次いで「これまでの知識・経験を生かして働けることを重視し、正社員として再就職する」が 24.4%、「これまでの知識・経験を生かして働けることと、働く時間や場所の両方を重視して、パート・アルバイトなどで再就職する」が 18.2%となっている。

Q34.男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。



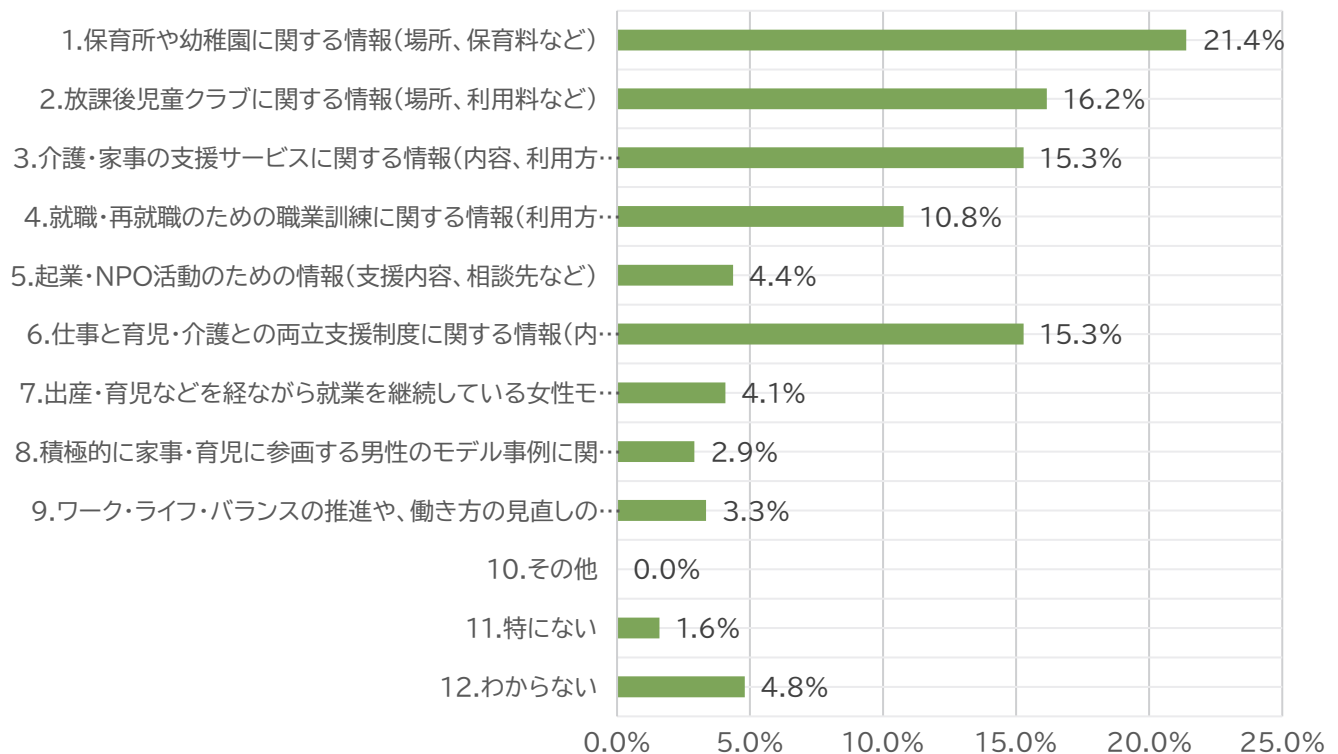
「男性も家事・育児を行うことは、当然である」の割合が 28.3%と最も多く、次いで「子どもにいい影響を与える」の割合が 27.6%となっている。

Q35. 男性が、仕事以外の生活も重視した働き方を選択することについて、あなたが受け入れられるものはどれですか。



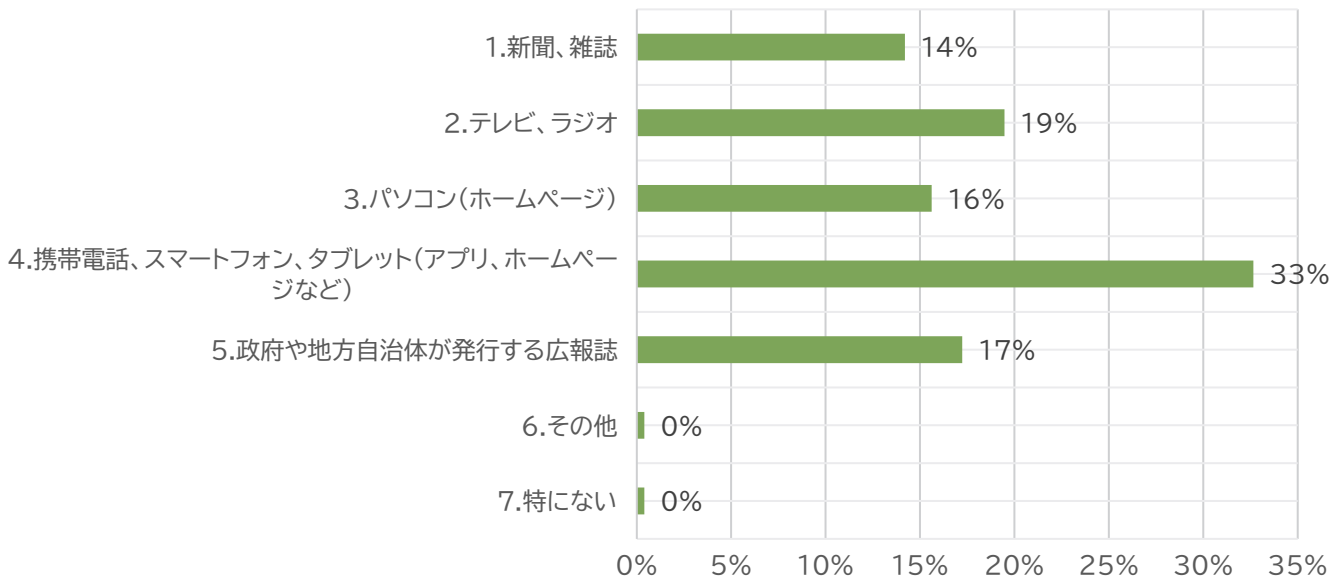
「育児・介護のための休暇を取得する」の割合が 31.2%と最も多く、次いで「育児・介護のための短時間勤務制度を活用する」が 23.2%、「リフレッシュのための休暇を取得する」が 18.1%となっている。

Q36. 女性の活躍推進の取組に関する情報のうち、どの情報が特に必要になると感じますか。



「保育所や幼稚園に関する情報(場所、保育料など)」の割合が 21.4%と最も高く、「放課後児童クラブに関する情報(場所、利用料など)」は 16.2%、「介護・家事の支援サービスに関する情報(内容、利用方法など)」と「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報(内容、利用方法など)」が同じく 15.3%となっている。

Q36-a.あなたが選んだ情報入手の際、どの媒体を特に利用したいと思いますか。



「携帯電話、スマートフォン、タブレット(アプリ、ホームページなど)」の割合が 33%で最も多く、次いで「テレビ、ラジオ」が 19%、「政府や地方自治体が発行する広報誌」が 17%となっている。

- 男女共同参画に関して、ご意見などありましたらご記入ください -

・ただ単に男女の数合わせをするために、能力が十分ではない女性を担ぎ出すのではなく、能力を持っていながら社会に参加できない環境にある女性をサポートしていく仕組みを作って欲しい。

・男女に限らず、人を見下すことなく、どんな人であれ、敬意を持って接することができれば、実現するでしょう！
実現したら良いですね

・男性社会や昔の日本の文化みたいなものがまだ残っている。その時代を生きてきた方々もいる中で、世の中が大きく変わっていく。時代についていくのもやっとなおじさんもいれば、女性に暴力をふるって捕まる方もいる。子どもに対しての「教育」も難しく、教育者も苦労している問題があがっている。この時代がどんどん変わっていく中で、女性が意見を言えたり、何かの代表になることで、より良い時代へと変わっていくことを期待している。

・会社、仕事上の男女の立場…等はよくわかりませんが…家庭内では、主人(男性)の考え方、性格でそれぞれ立場・内容・出来事等が違いすぎるようで…主人は外仕事、妻(私)は家のことを全部。いつか「共同」の老後になればと心で祈っています。

・本当の男女平等というのは、まだまだ時間がかかるのかもしれませんが。結局この調査も女性を支援する為の調査に感じられました。家庭や職場によっては、女性の方が優遇されている場所もあるのです。女性の為に頑張っている男性もいるのです。早くこの調査がなくなるような、男女共に優遇されるような、男女平等で差別のない、心豊かな社会になると良いですね。その日までがんばってくださいね、お互いにファイト～！無理なくね。

・人権を尊重した対話と援助

・PTA 活動は母親が中心となり、父親の参加が進みません。共働き家族が増えている中、母親ばかりが学校の行事のたびに休みを取得し、活動に充てざるを得ない現状があり、もっと父親の参加ができるような環境にあるといいと思う。職場でも、男性管理者が多く、残業申請がスムーズにいかないこともあり、仕事開始前に早く来ざるを得ない時間は残業として認めてもらえない場面もあった。(仕事終了時間後の残業は、保育園の迎え時間等もあられない場合は、朝早く出勤して書類を終わらせる必要もあるが、ほぼサービス残業である等)

・いざとなりましたらとてもむずかしい回答でした！！

・理想ではありますが、実際には難しいと思います。男性、女性各々脳のつくりも考え方も、身体をつくりも違いますし、子どもを産めるのは女性だけで…。子どもが体調不良で仕事を休むのは主に女性。誰も悪くないのに母親だけが、上司や周囲に「すみません、すみません…」と謝って休まなければならない。子どもが母親を求めるのは当然で、そうすると管理職等々も男性になっていくのではないですか。理想ですけど…男と女は違いますから。

・東串良の町議員も女性がもっと増えればいいと思います。

・男女共同参画のアンケートをお願いされても困ります。私の世代ではまだまだ男性が一目置かれています。アンケートにうまく答えることはできませんでしたが、思いはこうであってほしいと○を付けました。これからは若い人たちが担っていく時代です。アンケートを取るなら、若い人の声を聞いてあげてくださいね。

・知られているようで、まだ浸透していないのではないのでしょうか。

・男性女性と区別せずに、お互いに協力し合って良い世界を作っていければいいなと思います。

・自分は老齢で勉強不足で意見を言えません。

・職場で勤続数十年以上でも、パートには退職金がつかず、正職には退職金が存在するので、同じ仕事内容をずっとしているのに不平等だなと思います。パートも正職と同じ待遇をつけてほしいです。希望者は正職になれる制度があればいいのと思います。育休・産休もパートは何もなしとかではなく、何割かついたらもっと子供も産みやすいのかな？と思います。男女平等に働くためにも、非正規採用は減らしてほしいですし、待遇改善してほしいです。

・田舎に行けば行くほど、人々の知識のなさ、不平等感をひしひしと感じています。男尊女卑が根強い鹿児島では、ハードルが高いと思います。私たちの孫の世代には何とかかなるかな…？

・能力があれば男女関係無し。経済的に苦しくなるようであれば国が負担すれば良いのでは？

・権利は平等だが、質は異なるということを当たり前理解して当たり前協力し合うことが、議論せずとも当たり前になっていくといい。そのために一人一人が意識をもち出来ることをしていくことでしかないと思う。

・改めて女性が、男性が、といろいろと聞かれることがまず男女の平等と言える事ではないように感じる。設問が

多く回答に時間を取られることが負担になる。

・「男女差別なく」「平等」ということを理解しながら、家庭を楽しくしていくことが私たち家族の願いです。

・女性側からの支援が協調されるようにしたらよいと思う。

・結婚をあきらめない。子供を産むことをあきらめない。仕事をあきらめない。やりたいことを挑戦できることが素敵だと思います。皆が、それが普通だと思えると未来は明るいと思います。

1. 基本理念

男性と女性がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりが持っている個性や能力を自由に発揮して生きていくことは、最も重要なことです。今後は、男女平等をめぐる意識づくり、環境づくりに町全体で取り組んでいきます。

『男女共に協力し、 個性豊かな活力ある東くしらを創ろう』



基本目標 I

人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立

男女共同参画社会の実現のためには、男女が平等な立場で、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することが重要で、私たちの身近にある慣習や制度の中の固定的な性別役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい環境づくりが必要です。

そのために、行政において男女共同参画の現状等について実態を把握し、様々な広報啓発を推進し、わかりやすい情報を提供していく必要があります。

①広報・啓発活動の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
広報誌、ホームページ、ポスター 掲示等による広報啓発	社会・地域・家庭において意識改革のため、あらゆる機会を 通じて広報啓発を推進します。	企画課
多様な機会を活用した啓発活動の充 実強化	「男女共同参画週間」「人権週間」での啓発活動	企画課 住民課 社会教育課
女性の参画状況の把握	女性の参画状況についての調査及びその情報提供	企画課 社会教育課
多様性を認め、多様性に富んだ活力あ る社会の実現	性別、年齢、国籍、障がいの有無、学歴、価値観、社会的な属 性など、一人ひとりが持つ様々な違いを理解し、それぞれの 能力を発揮し、活躍できるための取組	企画課

②男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
生涯にわたる学習活動の促進	生涯学習講座や地域女性学級等による学習機会の提供	社会教育課
学校における教育の実践	児童生徒の発達の段階に合わせた人権教育の実施	管理課
	同和問題の研修充実	
人権教育・啓発基本計画の策定	策定市町村への照会	住民課

③男女平等意識の視点に立った人権の尊重

具体的施策	施策の内容	担当課
特設人権相談所開設	町人権擁護委員による人権に関する相談	住民課
意識啓発の推進	性犯罪・配偶者や配偶者以外からの暴力(DV など)の予 防と根絶に向けての意識啓発	社会教育課 住民課 福祉課
被害者の迅速かつ適切な保護	関係機関との連携による被害者の迅速かつ適切な保護	福祉課 住民課
有害環境の浄化対策の推進	有害図書等の立ち入り調査の徹底及び インターネットフィルタリングの推進	社会教育課

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進

女性にとっての職業生活の持続は、出産や育児を理由にやむを得ず中断せざるを得ない場合が多く、加えて家庭内における家事や介護等の問題は、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進むなか、女性に偏っている場合が多く、就業の断念につながっている状況があります。

子育てや介護については、社会全体の取り組みとして支援する必要がある、安心して子どもを産み育てられるよう、仕事と両立できるよう、子育てや介護にかかる負担を少しでも取り除く様々な支援がますます重要となっています。

今後は、男性も女性も※ワーク・ライフ・バランスの促進が、極めて重要となります。同時に時代を担う子どもたちを社会全体で育む環境づくりが求められています。

※ワーク・ライフ・バランスとは？：仕事と生活の調和

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

① 子育て支援体制の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
妊娠中及び出産後の子育てへの支援を推進	妊娠・出産・子育てに関わる悩み相談・指導助言を実施し、妊産婦や乳幼児の健康診査や保健指導を推進する	福祉課 社会教育課
多様な保育サービス等の充実	延長保育や一時保育など、多様な保育サービスの提供 放課後児童クラブの拡充	福祉課
子育て家庭に対する経済的支援	子ども医療費助成事業 ひとり親家庭医療費助成事業	福祉課

② 仕事と家庭の両立の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発	企画課
働き方の見直し推進	年次有給休暇及び育児休業取得の推進 時間外労働の短縮、業務軽減などの作業効率化	総務課 各課

③ 高齢者や障がい者の自立促進

具体的施策	施策の内容	担当課
健康寿命の更なる延伸を推進	高齢者や障がい者の自立を促進するための健康増進及び介護予防等の予防重視型の施策を推進する	福祉課
就労への援助	知識や能力活用のため就業機会を確保するためのシルバー人材センターの活動支援	福祉課
介護を支援する環境づくり	訪問給食や民生委員による見守り活動、デイサービス等の活用	福祉課
社会参加活動の促進	高齢者の様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供	福祉課 社会教育課

④ 農林水産業・商工業の自営業等における男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の経済的地位の向上	家族経営協定の推進	農林水産課
	女性認定農業者の推進	
	女性農業経営士の推進	
地域間交流の促進	商工業・観光業との連携	企画課
	地域の食文化伝承	農林水産課 福祉課 社会教育課

⑤ 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
女性の登用推進	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用	総務課
町職員に対する啓発の実施	町職員に対する男女共同参画に対する周知啓発	総務課 企画課

⑥ 防災における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定、施策の推進	総務課

⑦ セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針の周知	管理課
	役場内のセクシュアル・ハラスメント個別事案に対する相談受付	総務課

⑧ あらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進

具体的施策	施策の内容	担当課
高齢者・障がい者・児童虐待及び家庭内における暴力の未然防止の推進、早期発見、早期対応	各種健診時に予防及び早期発見	福祉課
	教育・福祉・警察などの各関係機関からなるネットワーク構築	管理課 福祉課 総務課
啓発の推進	広報誌等において、性犯罪・配偶者以外からの暴力(デートDVなど)の予防と根絶に向けての啓発	企画課
相談体制の充実	多様な相談に対応するため行政相談・人権相談など開催し、啓発につとめる	総務課 住民課
被虐待者の迅速かつ適切な保護	関係機関との連携による被害者の迅速かつ適切な保護	福祉課 住民課

基本目標Ⅲ

男女共同参画による活力ある地域づくりの推進

男女共同参画社会を形成するためには、町民一人ひとりが男女共同参画社会に関する理解を深め、地域で生活する者として様々な活動に取り組むことも重要です。特に過疎・高齢化が進行している本町においては、地域による協働が非常に重要です。

今後、ますます多様化・高度化・複雑化する地域社会の中で自立したまちづくりと、男女共同参画社会の形成にあたり、積極的な女性からの参画・提案を取り入れ、幅広い分野において男女双方の意思を反映させる共生協働の体制づくりが必要です。

①生涯を通じた健康支援

具体的施策	施策の内容	担当課
生涯にわたるスポーツ活動の推進	健康・体力保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの推進	社会教育課
健康保持のための相談・指導の充実	生涯を通じた健康の保持増進のため、健康相談、普及啓発、健康診査・指導等を推進する	福祉課
成人期・高齢期の健康づくりの推進	健康診査の受診率向上を図り、健康増進を具体的に推進する健康的な食生活習慣の確立や年齢に応じた適切な運動習慣の普及に努める	福祉課
がん予防対策の実施	乳がん・子宮頸がんの検診実施と受診率の向上に努め且つ、町民の健康問題等身体的問題や心の悩みも相談できる体制づくりを実施する	福祉課

②健康をおびやかす問題についての対策推進

具体的施策	施策の内容	担当課
HIV／エイズ、性感染症対策の推進	HIV／エイズ、性感染症の予防に関する積極的な啓発活動に努める	福祉課
薬物乱用防止対策の推進	薬物が健康に与える影響についての正しい知識の普及と防止対策の強化に努める	福祉課
喫煙、飲酒対策の推進	飲酒・喫煙が健康に与える影響についての正しい知識の普及と受動喫煙防止のための職場、公共の場などの喫煙・分煙対策の強化に努める	福祉課

③芸術・文化活動への男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
芸術・文化活動への参画促進	身近な場での芸術文化に触れる環境づくりによる参画促進	社会教育課

④まちづくり、観光における男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	担当課
地域づくり活動への参画促進	まちづくり、観光などの地域づくり活動グループや人材育成支援	企画課

⑤町民と行政の協働による地域づくりの促進

具体的施策	施策の内容	担当課
町民の自主的な活動への支援	地域づくりの担い手としてのリーダーやコーディネーターの人材発掘や育成	企画課

1. 東串良町男女共同参画推進協議会

(1)東串良町男女共同参画推進協議会設置要綱

東串良町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を聴し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進に資するため、東串良町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」)を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は男女共同参画に関する諸問題について調査、研究、協議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

(委員)

第3条 懇話会の委員は15名以内とし、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 女性団体、青少年団体、経営者団体等の代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各一人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総括し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときの職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月15日から施行する。

男女共同参画推進懇話会委員名簿		
役職	氏名	団体
会長	末村 玲子	人権擁護委員
副会長	重 俊一	東串良町民生委員協議会会長
委員	永野 真吾	(一社)ナガノレーシング代表
委員	江口 政廣	県男女共同参画地域推進員
委員	野口 美保	人権擁護委員
委員	橋口 眞澄	人権擁護委員
委員	小倉 とよ子	人権擁護委員
委員	甫村 美保子	生活研究グループ連絡協議会会長
委員	野崎 洋子	鹿児島きもつき農協東串良支部女性部長
委員	田中 宏	大隅地域振興局 総務企画課
委員	西田 昌史	町校長会代表
委員	田神 良子	食生活改善推進協議会会長
委員	江藤 亮	町PTA連絡協議会会長
委員	立迫 尚輝	東串良町青年団団長

2. 男女共同参画に関係する法律・条例

(1) 日本国憲法(抜粋)

日本国憲法

昭和21年11月3日 公布

昭和22年5月3日 施行

(日本国憲法より一部抜粋)

(基本的人権の享有)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2, 3項略

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女 共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最 重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の 施策に準じた施策及

びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置、その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基

本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視

又は調査に必要な資料その他の資料の提出, 意見の開陳, 説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は, その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは, 前項に規定する者以外の者に対しても, 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか, 会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は, 政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は, 廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は, 第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり, 同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は, この法律の施行の日に, 第二十三条第一項の規定により, 審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において, その任命されたものとみなされる者の任期は, 同条第二項の規定にかかわらず, 同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は, それぞれ, この法律の施行の日に, 第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ, 又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項, 第十四条第三項, 第二十三条, 第二十八条並びに第三十条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長, 委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は, 当該会長, 委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず, その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか, この法律の施行に伴い必要となる経過措置は, 別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は, 平成十三年一月六日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正:令和元年法律第四十六

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重 と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも 沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準 ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び 次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府 県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に 即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有す

る情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認める ときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条 において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県 又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る 職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及

び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から

受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに 第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達がある までの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に 第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高 裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（4）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援

措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大

臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託

がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体二学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条一第に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附

則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(5)鹿児島県男女共同参画推進条例

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日鹿児島県条例第 56 号

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 セクシュアル・ハラスメント性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の

活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下 同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

1 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

2 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為 を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画 の推進に関する施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努め るものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。
(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1)基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2)知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により

定められた基本計画とみなす。

附則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

3. 用語解説

英文字

・DV

配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や性行為の強要などの性的暴力も含まれる。

・HIV

ヒト免疫不全ウイルス。人間の T 細胞に感染すると免疫不全をきたし、エイズ(後天性免疫不全症候群)を発症させる。

・SDGs

国連加盟国による平成 27(2015)年の「持続可能な開発サミット」において採択された、30 年までに達成を目指す持続可能な開発目標。「貧困の根絶」「ジェンダーの平等」「気候変動への対策」「質の高い教育の実現」などの 17 分野にわたる目標と、それらを達成するための具体的な目安として 169 のターゲットが掲げられている。

あ行

・育児休暇制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」によって定められた、「子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業」をいう。子どもをもつ男女労働者が、職場での身分や地位を失うことなく、休業や時間短縮などができる。育児・介護休業法による。

・エイズ

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)の感染によって引き起こされる、様々な病気の総称。エイズの原因となるウイルスであるHIVはヒトの体内に侵入すると、免疫機能の中心的な役割を担うリンパ球(白血球の一種)が次々に破壊され、徐々に免疫力が下がっていき、免疫不全状態に陥り、健康なときにはかからないような重い感染症や悪性腫瘍、あるいは認知機能障がいや運動障がい等の神経症状をきたす。

か行

・介護休暇制度

法律に基づいて労働者が家族の介護のために一定期間取得できる休業。また、その制度。一定の条件を満たす労働者が事業主に申し出ることによって取得できる。育児・介護休業法による。

さ行

・シルバー人材センター

労働意欲をもつ高齢者に対し、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。昭和 61 (1986)年の高齢者雇用安定法によって法制化された。

・新型コロナウイルス感染症

COVID-19。令和元(2019)年 12 月に報告された新型コロナウイルスによる肺炎などの感染症。中国の湖北省武漢市で発生し、日本を含む世界各地に広がった。

・ストーカー

「忍び寄る者」の意。自分が関心を抱いた相手を、一方的に病的な執拗さで追いかけて回し、つきまとう人。

・性的少数者

性的マイノリティー。同性愛者・両性愛者・性同一性障がい者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティー。

・セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場や学校などで行われる性的・差別的な言動をいう。セクハラ。多く、男性から女性に、また女性から男性に対して行われるものをいうが、平成 26(2014)年 7 月改正の男女雇用機会均等法施行規則では、同性に対するものも含まれると明示されている。

た行

・ダイバーシティ

市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、性別、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

・デートDV

交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒ばとうする、金銭を要求する、性行為を強要するなどの行為も含まれる。

・テレワーク

パソコン、スマートフォン、インターネットなどの情報通信技術(ICT)を活用し、勤務先以外で仕事をする柔軟な勤務形態。ギリシア語に由来する「遠い(tele)」と英語の「働く(work)」を組み合わせた造語で、リモートワークなどもよばれる。

・ドメスティック・バイオレンス

DV

な行

・認定子ども園

保護者の就労の有無に関係なく、満 3～5 歳の子どもが通う幼児教育施設である幼稚園と、保護者が就労しているなど、おもに日中に子どもの世話をする人がいない家庭の子どもを保育する保育所(0～5 歳)の役割を合わせもつ、幼保一体型の保育施設。最初は特区の形で導入され、平成 18(2006)年 10 月から正式に制度としてスタートした。平成 27(2015)年 4 月からは子ども・子育て支援新制度のもとで「施設型給付施設」の一つとして運営されるようになった。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプがあり都道府県等が認定を行う。

は行

・パワーハラスメント

職場でのいじめ、いやがらせ。同一の職場で働く者に対し、職務上の地位や権限、人間関係などの職場内の優位性を背景として、適正な業務範囲をこえて、継続的に、精神的・身体的に苦痛を与えて人格と尊厳を侵害すること、または就労環境を悪化させたり雇用不安を与えること。パワハラ。

・引きこもり

自宅あるいは自室に引きこもって社会生活をしないまま年単位の時を過ごす状態。厚生労働省の定義では、社会的参加を回避し、6 ヶ月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態をさす。病名ではなく一つの総合的な状態につけられた名称。

・フィルタリング

特定のサイトへのアクセスを制限するサービス。もともとはある条件を定めて選別したり、取り出したりすることで、濾過(ろか)を意味する英語である。

・放課後子ども教室

放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。文部科学省が主導。

・放課後児童クラブ

保護者が就労などのため日中家にいない小学生の子どもが、普段の放課後、あるいは夏休みなどの長期休暇期間に、遊んだり勉強をしたりして過ごす生活の場。「学童保育」ともよばれる。

・ポジティブ・アクション

実質的な平等を実現するための暫定的な積極的差別是正措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている者(女性や人種的なマイノリティなど)に対し、一定の範囲で特別の機会等を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置をいう。

や行

・ヤングケアラー

病気や障がい、精神的な問題などを抱える家族の介護や世話を担う 18 歳未満の子どものこと。日々の介護や世話に追われ学習や就職に支障が出るなどの問題に直面しているとともに、周囲の無理解や思春期による羞恥心などから、家族介護の窮状を外部に伝えられず孤立することが多いとされている。

・ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを指す概念。UD。

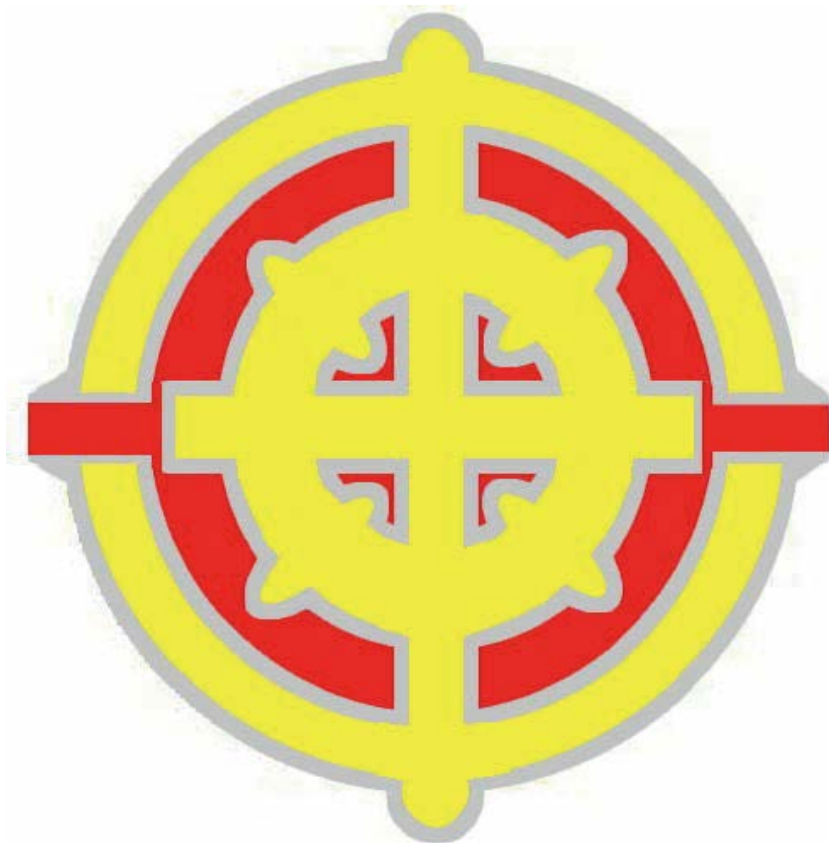
・要介護状態

身体または精神上の障がいにより入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とする状態。

わ行

・ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。



～男女共に協力し個性豊かな活力ある東くしらを創ろう～

東 串 良 町

東 串 良 町 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画

【令和6年～令和15年】

発行：東串良町役場 企画課

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

TEL 0994-63-3122 FAX 0994-63-3138